

大淀町次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

大 淀 町

はじめに

子どもたちの健やかな成長は、家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次世代を担う大きな原動力としてきわめて大切なことです。

近年、わが国の子どもをとりまく環境は大きく変わり、また少子化は一層進行いたしております。本町におきましても、少子化傾向が続いており、21世紀を担う子どもたちの健全育成や、わが国の将来の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される中で、子どもたちを安心して生み育てることができるようにすることは、地域づくりの基本であり住民の願いでもあります。

そのために大淀町は、子育て支援を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援の充実に努め、安心して子どもを生み育てることができるよう優しい地域づくりを目指し取り組んでおります。

この度、平成15年7月に制定されました「次世代育成支援対策推進法」により、急速な少子化の進行や、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため「大淀町次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この行動計画は、次世代育成支援対策につきまして、地域における子育て支援や、家族の健康の確保、また教育環境の整備などについて、平成17年度を初年度とした5か年の施策の目標を定めた計画です。

この計画に基づき、安心して子どもを生み育てることができる社会づくりを目指し、子どもの視点で、よりよい家族関係を築くと共に、地域社会の連携を一層密にした取り組みを推進して参りたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会」の委員の皆様に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

平成17年3月

目 次

第1章 計画の目的・性格・期間	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
第2章 子どもを取り巻く状況	3
1 人口の動向	3
(1) 人口の推移	3
(2) 出生率	4
(3) 18歳未満人口の推移	4
(4) 未婚率の推移	5
(5) 人口動態	6
(6) 昼夜間人口	8
2 将来人口推計	9
(1) 推計方法	9
(2) 町の将来人口(総人口)	9
(3) 児童人口の推計	10
3 世帯の動向	12
(1) 世帯数と世帯人員	12
(2) 世帯家族類型の推移	14
(3) 婚姻・離婚数の推移	14
4 就業状況	15
(1) 産業別就業者数の状況	15
(2) 女性の就労状況等	15
5 子どもの状況と子育ての実態	17
(1) 平日の保育の状況	17
(2) 放課後児童クラブの利用状況	18
(3) 子どもの食生活	18
(4) 保育サービス等の希望状況	20
(5) 仕事と子育ての両立	21
(6) 子育てに関する保護者の意識	23
(7) 子ども・保護者の地域における活動の状況	26
(8) 町に求める子育て支援策	29
6 子育て支援策の現状	31
(1) 就学前児童の育児状況	31
(2) 小学校児童の保育状況	34

(3) 親子の健康づくり支援	35
7 基本的な課題	38
(1) 子どもの状況	38
(2) 子育て家庭の状況	38
(3) 働く親とその支援の状況	38
(4) 思春期の子どもをとりまく状況	38
(5) 地域の状況	39
(6) 障がいをもつ子どもや虐待を受けた子どもなどの状況	39
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本的な考え方	41
(1) 子どもの視点	41
(2) 次世代を育成する長期的な視点	41
(3) 地域全体で支援する視点	41
2 基本理念	42
3 基本目標	43
(1) 母と子の健康づくり支援	43
(2) 子育てに係る意識の啓発並びに情報提供の充実	43
(3) 子育てと仕事の両立支援	43
(4) 心身を健やかに育む子育て環境の充実	44
(5) 子どもの人権擁護の推進	44
(6) 地域における子育ての支援の推進	44
(7) 生活環境の整備による子育ての支援	45
4 次世代育成支援行動計画の施策体系	46
第4章 計画の内容	47
1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	47
(1) 母と子の健康づくり支援	47
(2) 子育てに係る意識の啓発並びに情報提供の充実	53
(3) 子育てと仕事の両立支援	56
2 子ども生きる力を育み、健やかな成長を支える環境づくり	59
(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実	59
(2) 子どもの人権擁護の推進	65
3 子どもを安心して育てることができる環境づくり	70
(1) 地域における子育て支援の推進	70
(2) 生活環境の整備による子育ての支援	73
4 特定事業についての目標事業量	77
(1) 通常保育事業	77
(2) 延長保育事業	77

(3) 夜間保育事業	77
(4) 休日保育事業	78
(5) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	78
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	78
(7) 特定保育事業	79
(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業	79
(9) 放課後児童健全育成事業	79
(10) ファミリー・サポート・センター事業	80
(11) 地域子育て支援センター事業	80
(12) つどいの広場事業	80
第 5 章 計画の推進にあたって	82
1 行動計画の進捗管理	82
(1) 進捗状況の公表	82
(2) 庁内推進体制の整備	82
(3) 後期行動計画の策定	82
2 社会・経済情勢の変化等への対応	82
資料編	84

第1章 計画の目的・性格・期間

1 計画策定の目的

わが国の合計特殊出生率は低下傾向が続いており、出生数も減少傾向が続いています。少子化は、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題をはじめ、社会の活力の低下などさまざまな影響が懸念されています。出生率の低下の背景として、晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」(平成11年)を受け、「新エンゼルプラン」(重点的に実施すべき対策の具体的実施計画)を策定したのに続き、平成14年には少子化の加速への対応として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の「子育てと仕事の両立支援」を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など、「子育ての社会化」の必要性を提起しました。平成15年には国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課した「少子化社会対策基本法」とともに、「次世代育成支援対策推進法」(10年間の時限立法)が制定しました。「次世代育成支援対策推進法」には「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、市町村や都道府県並びに企業に行動計画の策定を義務づけています。

このような流れを受けて、本町においても従来の子育てと仕事の両立支援を中心とする施策に加えて、「子育ての社会化」に向けての取組みが求められています。そこで本町では、子育てに直接関わる親・家庭をはじめ、地域、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にしながら、相互に連携して、子育て支援に取り組むことができるよう「大淀町次世代育成支援行動計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその親・家庭と地域、企業、行政等を対象としています。

また、この計画は「大淀町総合計画」をはじめ関連する他の計画とも調和が保たれたものとして策定します。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、前期5年・後期5年の計10年間の計画で、本計画は、前計画の平成17(2005)年から平成22(2010)年3月までの5年を計画期間とします。なお、平成21年度末までに内容を見直し、後期計画(平成22(2010)年度から平成26(2014)年度)を策定します。

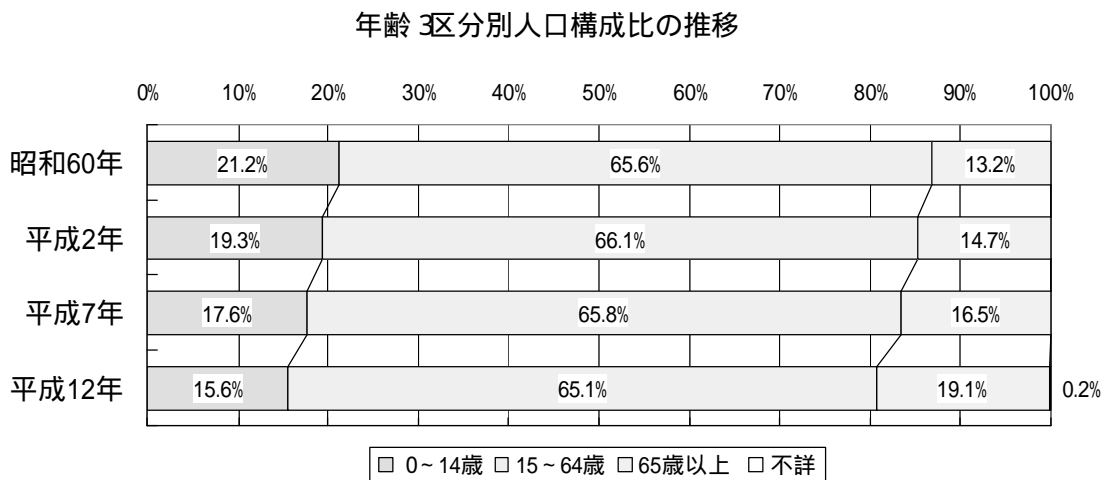
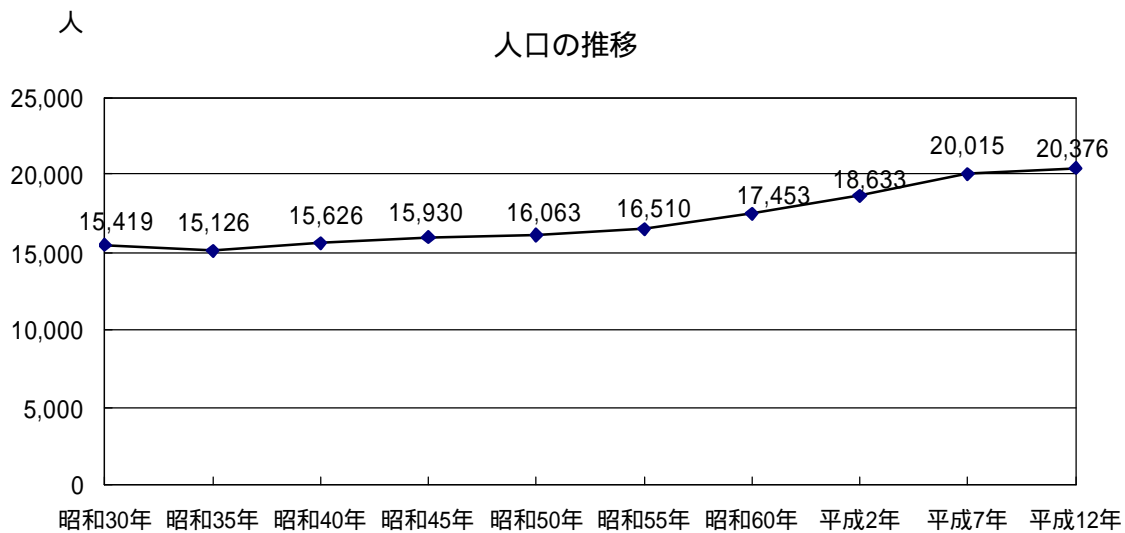
第2章 子どもを取り巻く状況

1 人口の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和35(1960)年以降、微増傾向がつづいていましたが、昭和60(1985)年に17,000人を超え、平成12(2000)年には20,376人となっています。昭和35(1980)年より約5,000人の増加となっています。

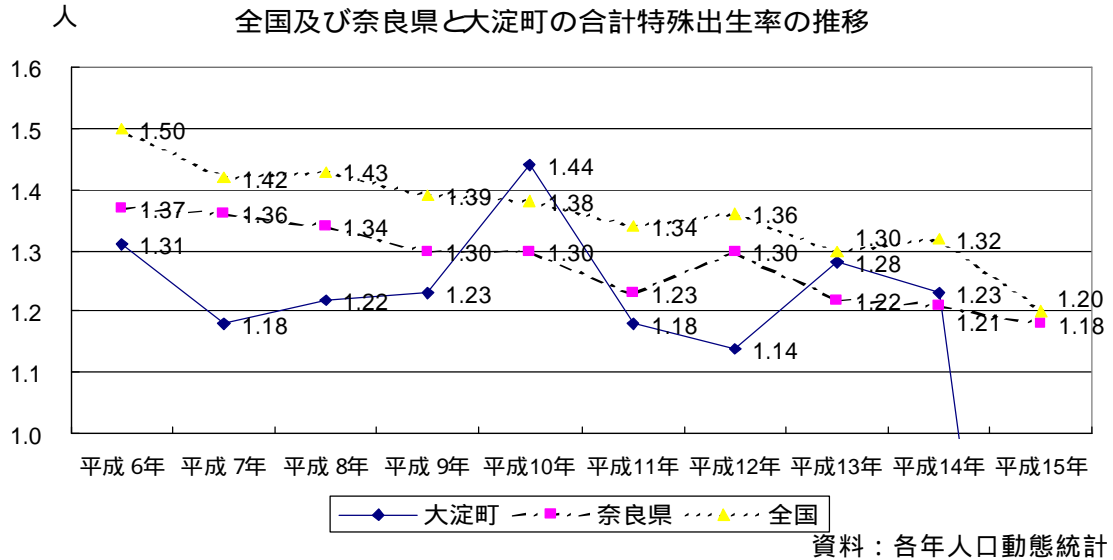
人口構成比の推移をみると、年少人口(0~14歳)が減少して、高齢人口(65歳以上)が増加しており、平成12(2000)年には高齢人口が年少人口を上回っています。



資料：国勢調査

(2) 出生率

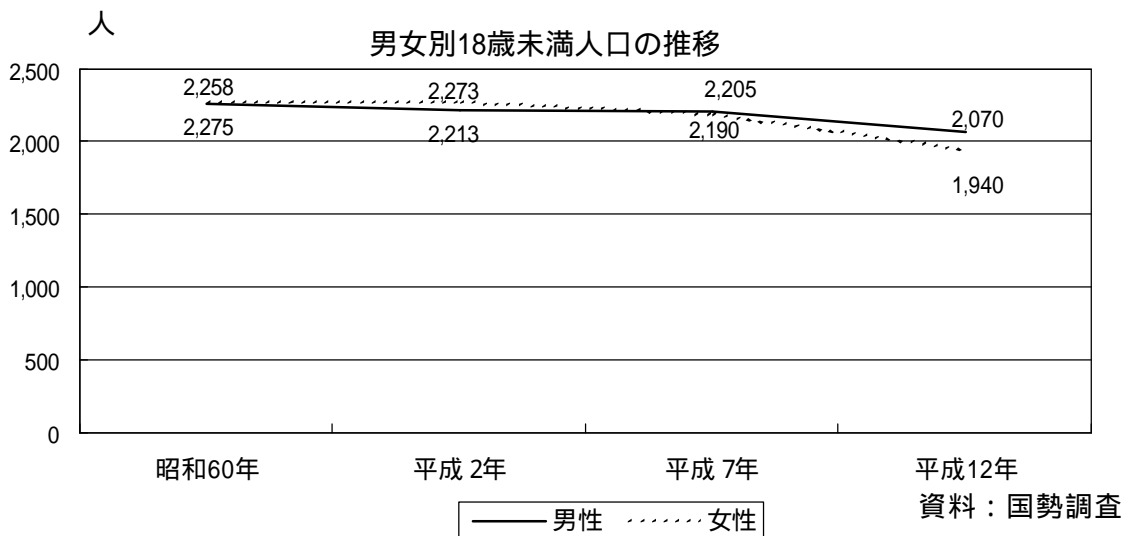
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出した合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）は、平成10年が1.44と突出していますが、全国及び奈良県を下回る数値で横這いしないし微減傾向を示しており、平成14年には1.23で、奈良県の1.21を上回るものの、全国の1.32を下回っています。



(3) 18歳未満人口の推移

本町の18歳未満人口は、昭和60(1985)年の4,533人から平成12(2000)年の4,010人へと500人近く減少しています。

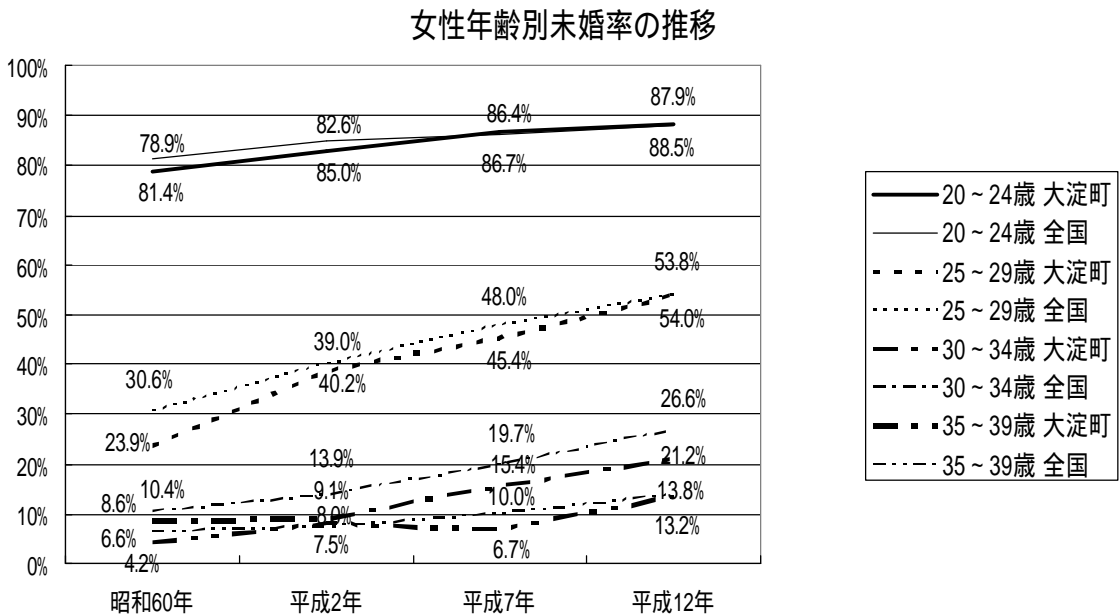
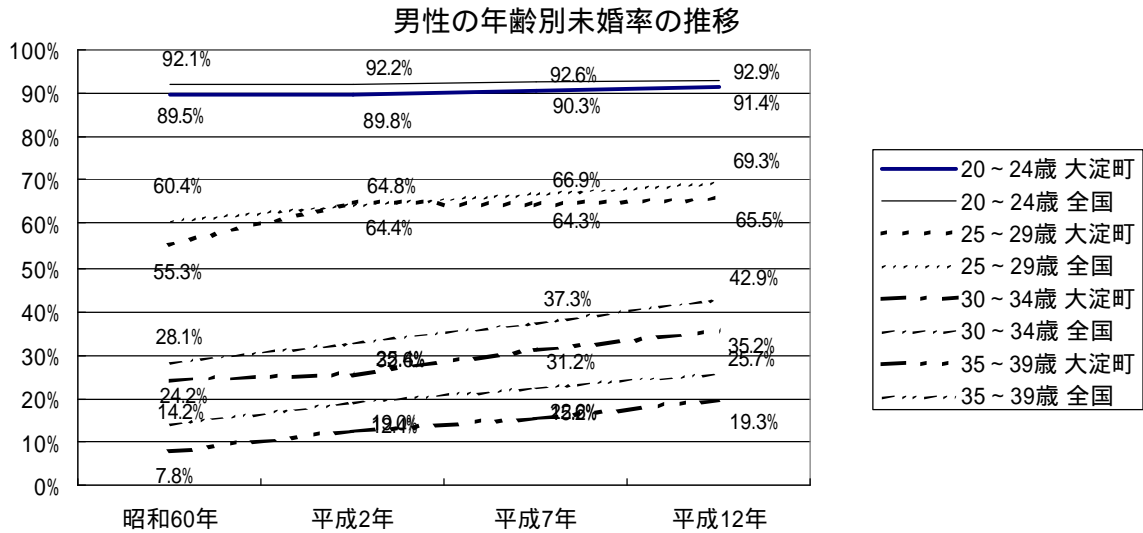
男女別では、平成12(2000)年で男性の方が130人程度上回っています。



(4) 未婚率の推移

本町の未婚率をみると、女性の25～29歳は昭和60(1985)年の23.9%から平成12(2000)年の53.8%へ、30～34歳は昭和60(1985)年の8.6%から平成12(2000)年の21.2%へと上昇しています。

各年齢層とも年々未婚率が高くなり、本町においても少子化の原因の一つにあげられる晩婚化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査

(5) 人口動態

平成6(1994)年から平成15(2003)年までの10年間の自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

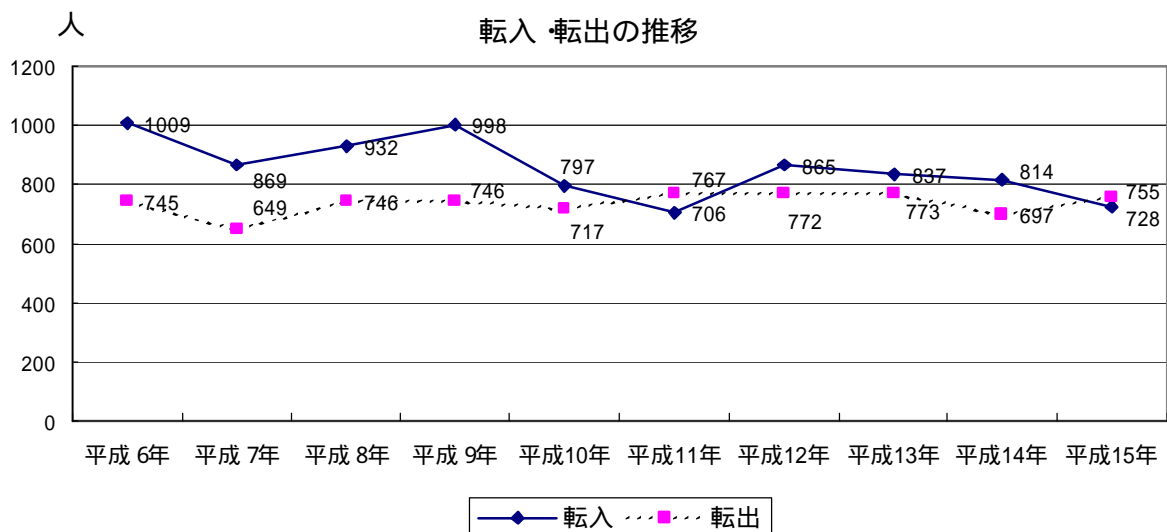
社会動態は、転入が転出を上回る社会増で推移しており、全体としては人口が漸減しています。

表 人口動態の推移 (単位：人)

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成6年	152	191	39	1,009	745	264	225
平成7年	155	191	36	869	649	220	184
平成8年	160	163	3	932	746	186	183
平成9年	168	167	1	998	746	252	253
平成10年	192	188	4	797	717	80	84
平成11年	161	184	23	706	767	61	84
平成12年	150	151	1	865	772	93	92
平成13年	178	113	65	837	773	64	129
平成14年	165	190	25	814	697	117	92
平成15年	155	172	17	724	755	27	44

資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

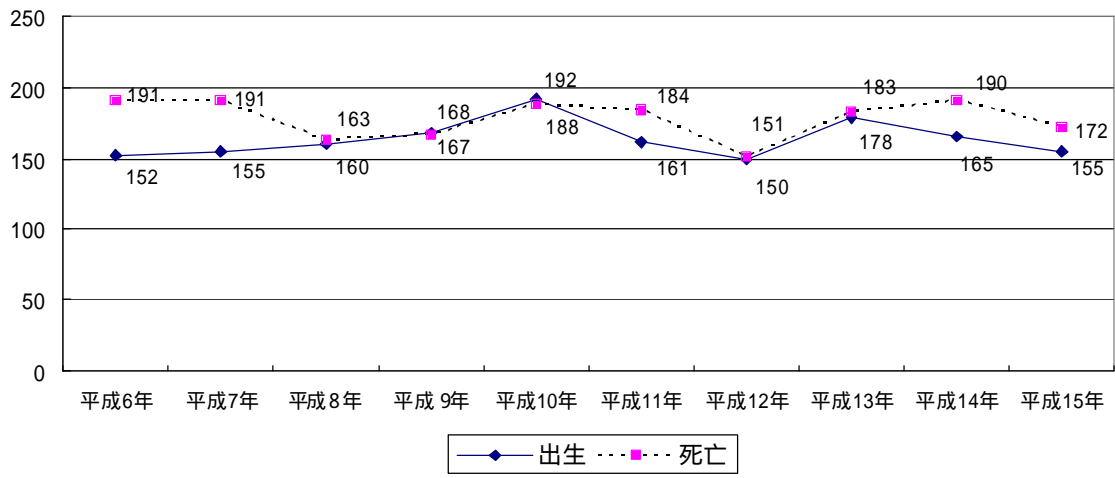
人口増減は、その他増減（職権抹消分）を含む



資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

人

出産と死亡の推移



資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

(6) 昼夜間人口

15 歳以下と 70 歳以上では、昼間人口率はおおむね 100% ですが、15～24 歳は 60% 代の昼間人口率で、通学等での町外流出が大きいことがうかがえます。

表 年齢別昼夜間人口 (単位：人、%)

	昼間人口	夜間人口	昼間人口率 (%)
15 歳未満	3,178	3,179	100.0
15～19 歳	899	1,354	66.4
20～24 歳	805	1,224	65.8
25～29 歳	1,110	1,190	93.3
30～34 歳	992	1,091	90.9
35～39 歳	1,126	1,245	90.4
40～44 歳	1,174	1,412	83.1
45～49 歳	1,345	1,634	82.3
50～54 歳	1,374	1,637	83.9
55～59 歳	1,091	1,264	86.3
60～64 歳	1,165	1,216	95.8
65～69 歳	1,171	1,206	97.1
70～74 歳	1,052	1,073	98.0
75～79 歳	766	763	100.4
80～84 歳	481	480	100.2
85 歳以上	379	379	100.0
合計	18,108	20,347	89.0%

資料：平成 12 年国勢調査 昼間人口率 = 昼間人口 / 夜間人口 × 100

2 将来人口推計

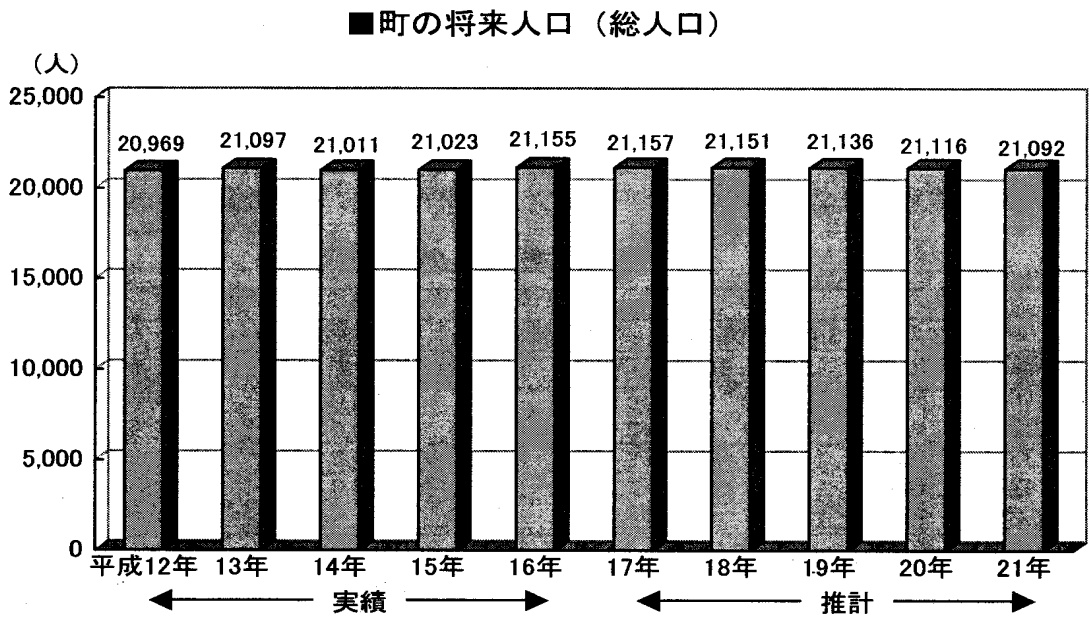
本町のこれまでの人口推移を踏まえて、本計画の計画期間である平成 17 年～21 年の将来人口を推計しました。

(1) 推計方法

1 歳以上の性別年齢別の人口についてはコーホート（今回は性別 1 歳階級別）変化率法¹を用い推計し、0 歳児については、女性 15～49 歳人口と出生率及び性別出生数の推移から推計しています。

(2) 町の将来人口（総人口）

町の将来人口（総人口）は、5 年後にはおよそ 21,100 人と推計されます。



¹ コーホート変化率法

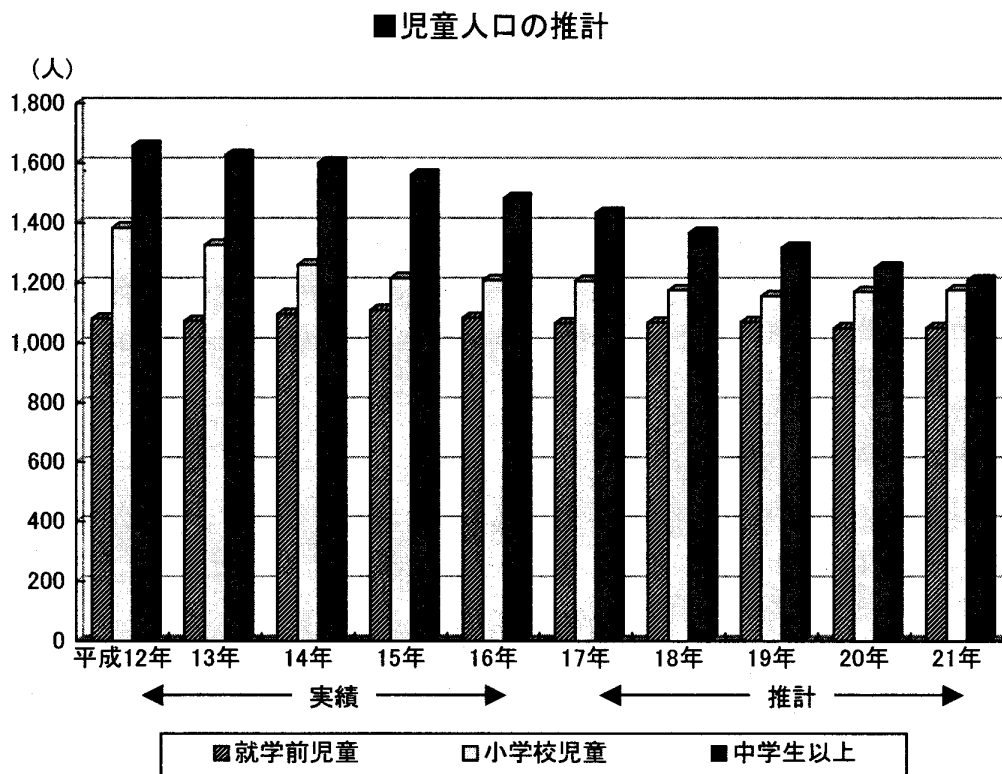
「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人びとの集団のことを指します。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

(3) 児童人口の推計

0～5歳の就学前児童人口は、横這いないし漸減傾向にあり平成21年にはおおよそ1,050人と推計されます。

6～11歳の小学校児童人口についても、横這いないし漸減傾向にあり平成21年にはおおよそ1,176人と推計されます。

12～17歳の中学生以上の年少人口については、減少傾向にあり平成21年にはおおよそ1,209人と推計されます。



児童人口の推移・推計

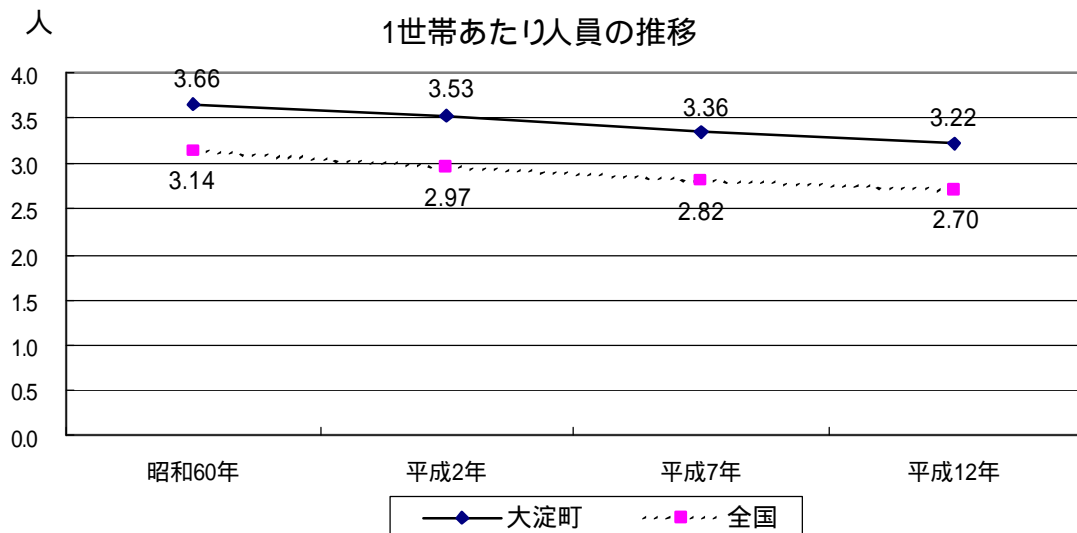
	実績					推計				
	H12.4.	H13.4.	H14.4.	H15.4.	H16.4.	H17.4.	H18.4.	H19.4.	H20.4.	H21.4.
0歳	154	152	175	150	156	158	156	155	153	152
1歳	183	174	159	186	162	166	168	166	165	163
2歳	187	189	182	173	192	171	175	177	175	174
3歳	169	194	198	190	179	200	178	182	184	183
4歳	187	174	195	209	209	196	202	204	193	200
5歳	201	190	176	203	208	187	185	206	183	188
小計	1,081	1,073	1,097	1,110	1,084	1,066	1,068	1,070	1,049	1,050
6歳	220	204	190	183	200	210	188	186	208	185
7歳	209	220	206	190	180	200	210	188	186	208
8歳	213	213	221	205	193	181	201	211	189	187
9歳	227	208	210	220	206	192	180	200	210	180
10歳	254	231	208	210	219	206	192	180	200	210
11歳	261	251	226	209	212	219	205	192	179	199
小計	1,384	1,327	1,261	1,217	1,210	1,207	1,176	1,156	1,171	1,176
12歳	285	258	255	222	207	211	218	204	191	179
13歳	246	284	253	256	218	205	209	215	202	189
14歳	279	246	288	255	256	220	206	210	216	204
15歳	267	286	251	284	252	256	219	206	210	216
16歳	278	268	284	256	285	253	257	220	207	211
17歳	302	285	271	289	265	291	259	263	225	211
小計	1,657	1,627	1,602	1,562	1,483	1,435	1,367	1,316	1,251	1,209
合計	4,122	4,027	3,960	3,889	3,777	3,708	3,611	3,544	3,472	3,436

3 世帯の動向

(1) 世帯数と世帯人員

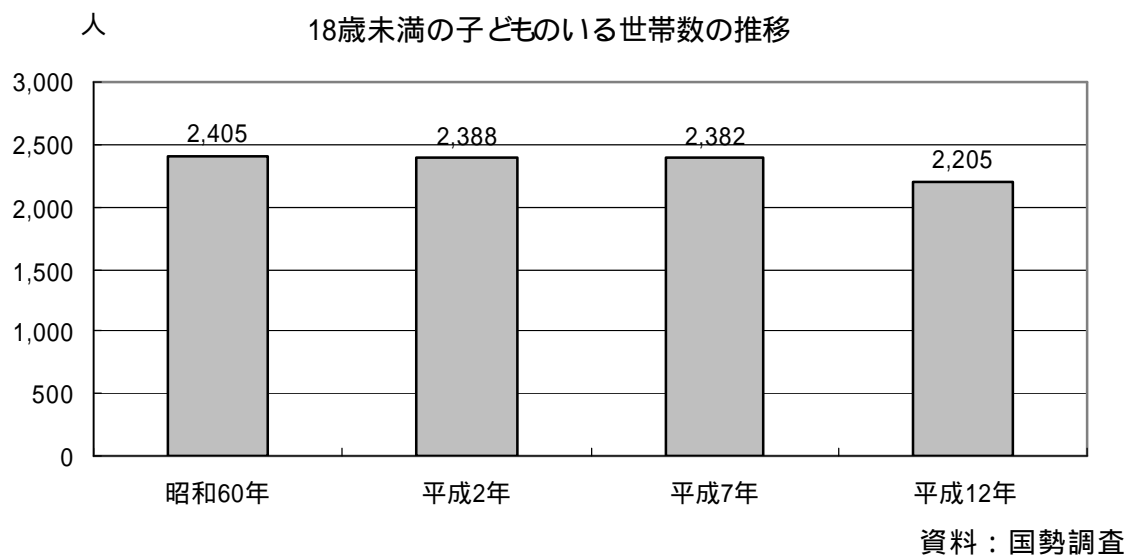
本町の世帯数は、昭和40(1965)年の3,627世帯から平成12年(2000)年の6,331世帯へ約1.7倍となっている。

1世帯あたり人員は、昭和60(1985)年の3.66人から平成12(2000)年の3.22人へと減少しているが、全国平均を0.5ポイント程度上回る水準で推移しています。これは高齢化の進行とともに、単独世帯あるいは夫婦のみ世帯が増加していることによるものと考えられます。



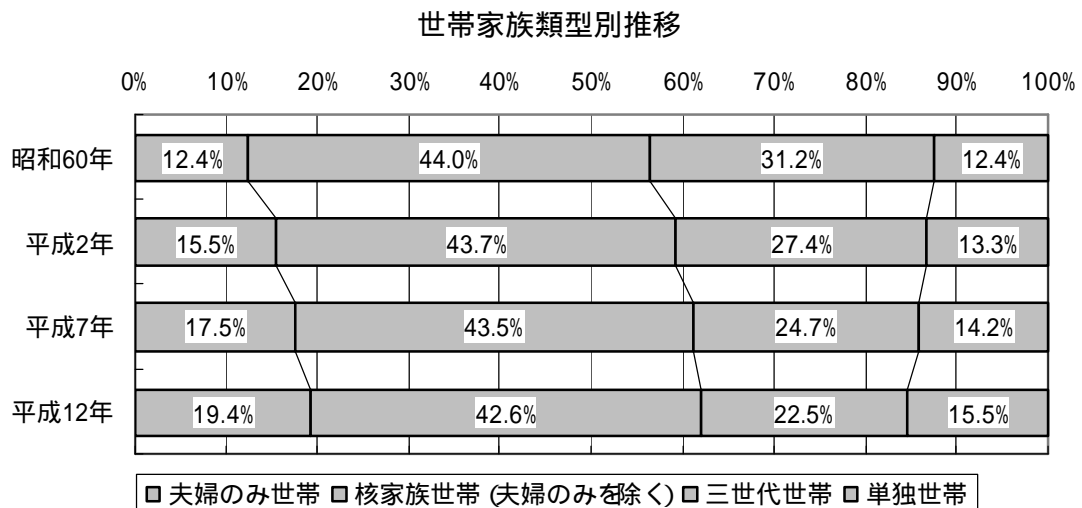
資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯数は、昭和60(1985)年の2,405世帯から平成12(2000)年の2,205世帯へと減少しています。



(2) 世帯家族類型の推移

本町の世帯を家族類型別にみると、夫婦のみ世帯を除く核家族世帯は昭和60(1985)年の44.0%から平成12(2000)年の42.6%へ、三世帯世帯も31.2%から22.5%へと減少しています。一方、夫婦のみ世帯は12.4%から19.4%へ、単独世帯は12.4%から15.5%へと増加しており、家庭における子育て力の低下が危惧されます。



資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚数の推移

婚姻件数は、100件前後で推移しています。離婚件数は、平成6(1994)年には33件でしたが、平成13(2001)年には60件を超え、以降高い水準で推移しています。

表 婚姻・離婚数の推移 (単位：件)

	婚姻件数(件)	離婚件数(件)
平成6年	111	33
平成7年	99	34
平成8年	100	25
平成9年	117	22
平成10年	90	44
平成11年	84	36
平成12年	105	43
平成13年	110	62
平成14年	89	53
平成15年	95	61

資料：各年人口動態統計

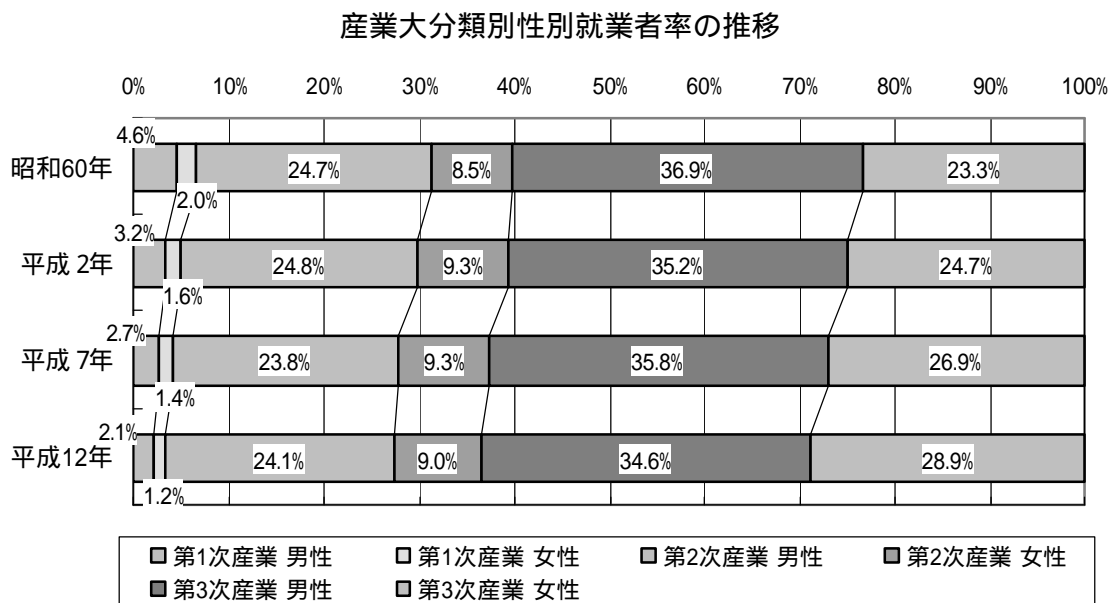
4 就業状況

(1) 産業別就業者数の状況

平成 12(2000)年の就業者数は 8,989 人で、第 1 次産業就業者が 3.3%、第 2 次産業就業者が 33.1%、第 3 次産業就業者が 63.5%となっています。

昭和 60(1985)年と比較すると、第 1 次産業就業者率が 0.7 ポイント、第 2 次産業就業者率が 0.1 ポイントそれぞれ減少し、第 3 次産業就業者率が 3.3 ポイント増加しています。

男女別では、第 1 次産業の就業者については男性の減少が著しく、第 3 次産業の就業者率については女性の増加が著しいものとなっています。



資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況等

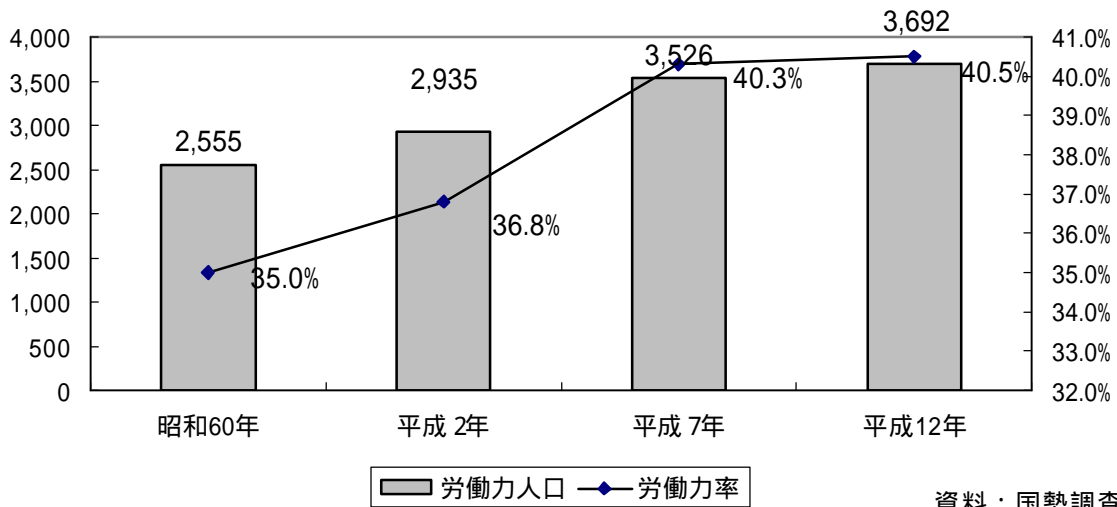
本町の女性の労働力人口(15 歳以上人口のうち就業者と完全失業者とを合わせたもの)は、昭和 60(1985)年の 2,555 人から平成 12(2000)年の 3,692 人へと約 1.5 倍(1,137 人)に増加しています。就業者数についても同様に増加しています

労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、昭和 60(1985)年の 35.0%から平成 12年(2000)年の 40.5%へと 5.0%近く増えています。

なお、労働力率は県平均の 40.8%より 0.3 ポイント、全国平均の 48.2%より 7.7 ポイント低い水準となっています。しかし、昭和 60 年では県平均より 2.6 ポイント、全国平均より 12.7 ポイント低い水準であったことと比較すると、本町の女性の就業が大幅に増えてきていることがうかがえます。

人

女性労働力人口と労働力率の推移

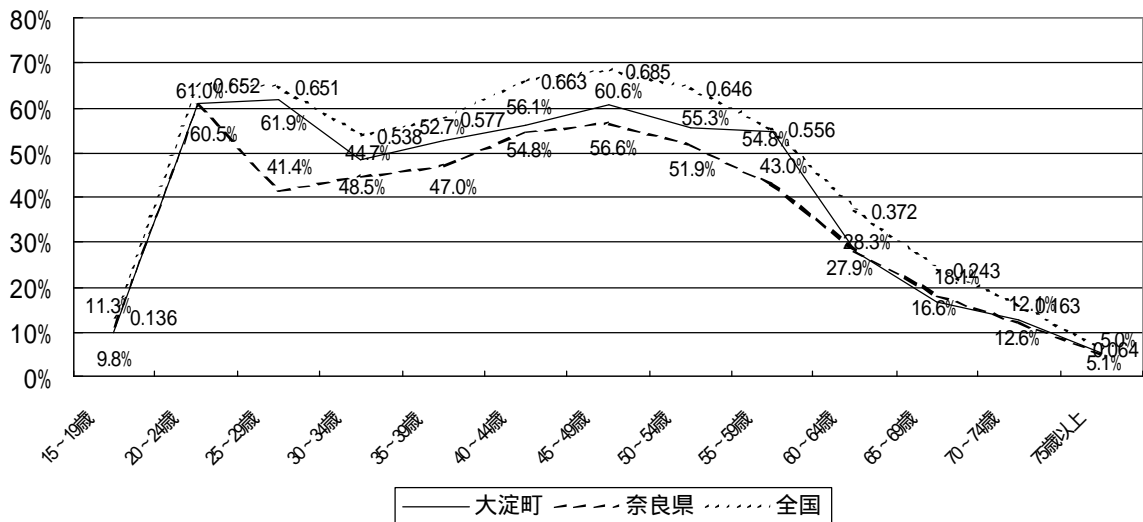


資料：国勢調査

平成12(2000)年の年齢別の女性労働力は、25～29歳で61.9%と最も高く、子育て期間の30～34歳で47.5%に落ち込み、また、緩やかなカーブを描いて上昇し、45～49歳で60.6%の山をつくり、再び下降していくM字型曲線を示しています。

奈良県全体の年齢別就業率と比較すると、25～59歳では県全体を上回っていますが、60～69歳では県全体をやや下回っています。しかし、全国と比較すると、全体的に下回っています。

女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

5 子どもの状況と子育ての実態

ここでは就学前児童をもつ保護者及び小学校児童をもつ保護者を対象に、平成16年4月に実施した「大淀町次世代育成支援に関するニーズ調査」から、子どもや子育ての実態とニーズについて主な内容をまとめています。

調査期間及び配布・回収方法

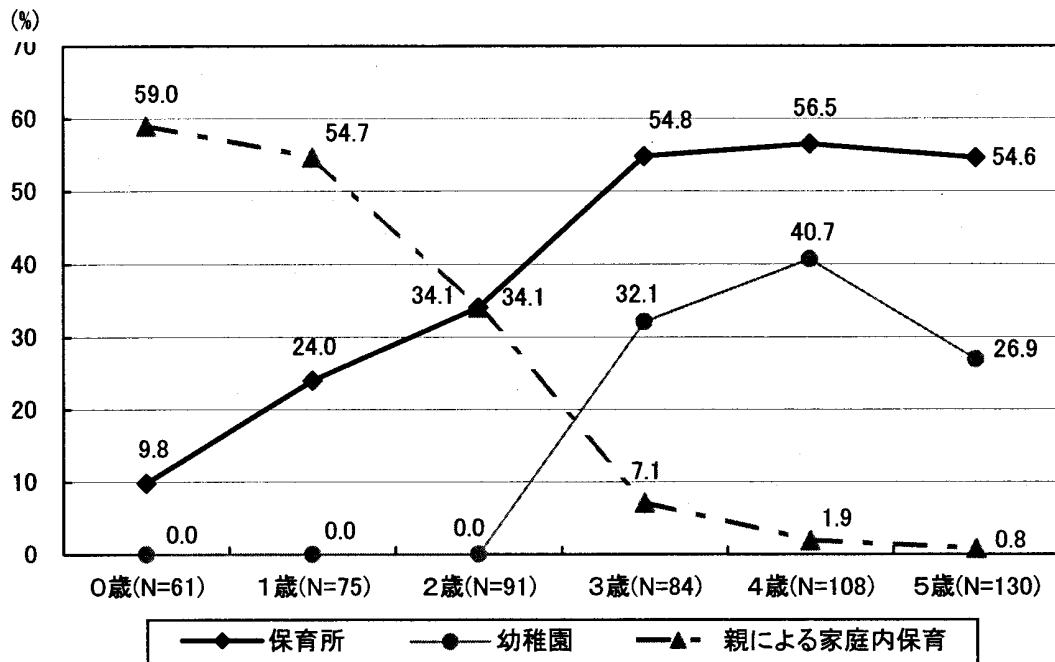
調査対象	調査期間	配布・回収方法	配布数(件)	回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童をもつ保護者	平成16年4月7日 ～4月20日	郵送による配布・回収 保育所・幼稚園を通して配布・回収	787 (1,084)	398 (549)	50.6% (50.7%)
小学校児童をもつ保護者		小学校を通して 配布・回収	918 (1,210)	637 (856)	69.4% (70.7%)

注：()内の数値は、児童数とその回収数及び回収率

(1) 平日の保育の状況

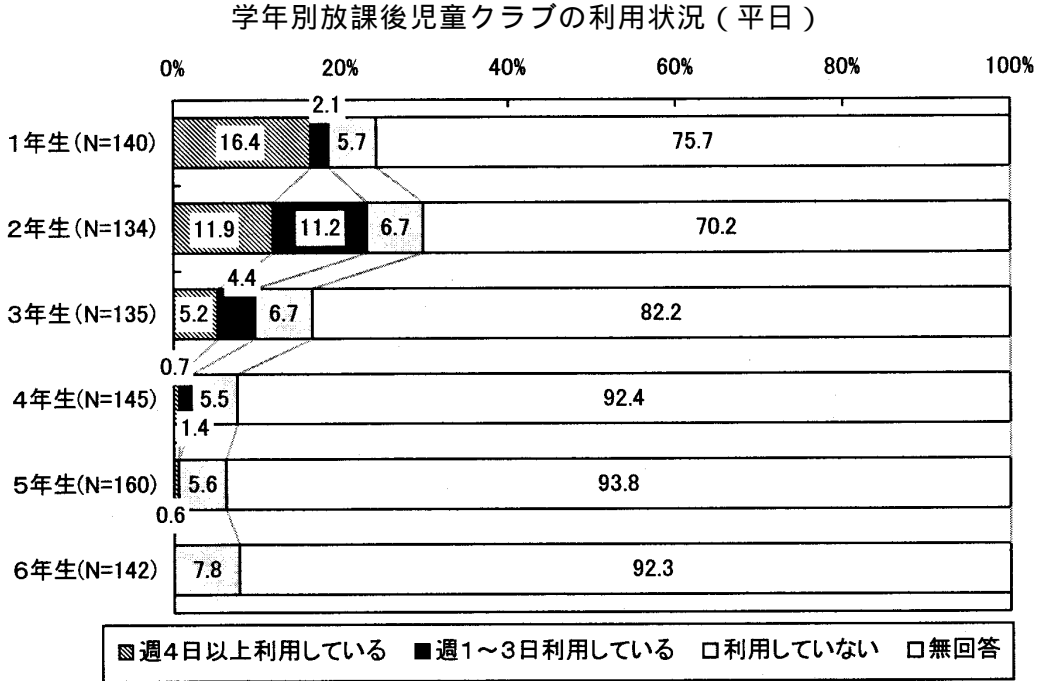
子どもの年齢別平日の保育先では、保育所の利用率は就学前児童全体で48.5%、0歳児9.8%、1歳児になると20%を超えています。幼稚園の利用率は、就業前児童全体では25.9%、3歳児以上は半数を超えています。

子どもの年齢別平日の主な保育先



(2) 放課後児童クラブの利用状況

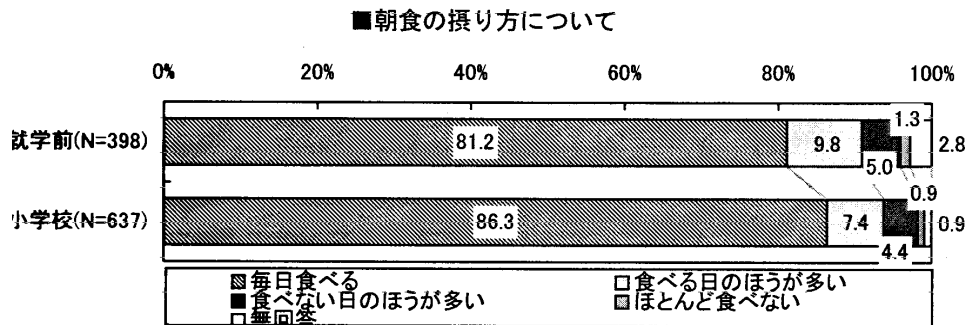
平日の放課後児童クラブは小学校児童総数の 9.0% が利用しており、学年別の利用率は 2 年生が 23.1% で最も高く、1 年生が 18.5%、3 年生が 9.6%、4 年生が 2.1%、5 年生が 0.6% で、6 年生の利用はありません。



(3) 子どもの食生活

ア 朝食の摂り方

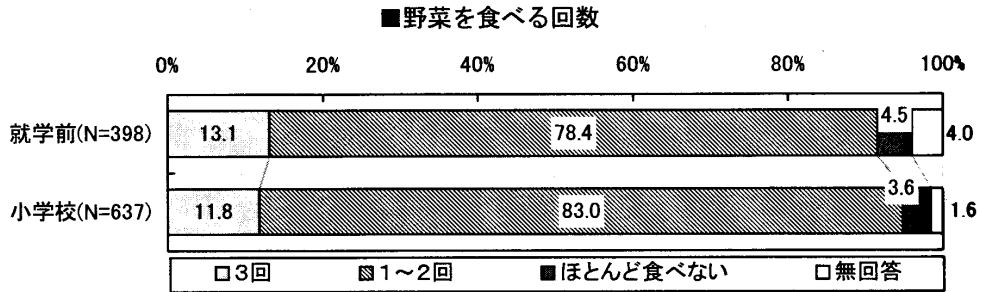
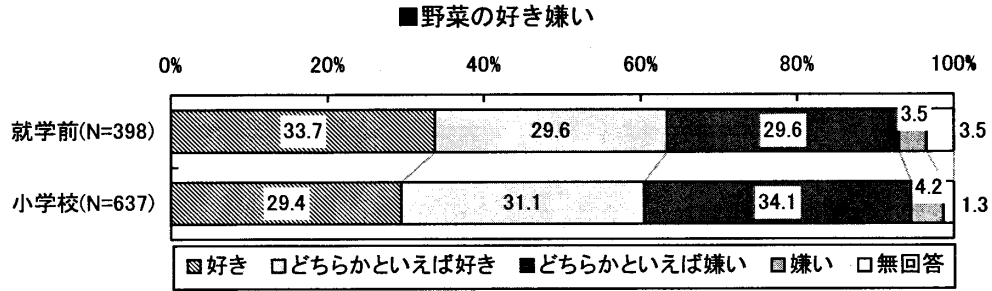
「毎日食べる」は就学前児童で 81.2%、小学校児童で 86.3% を占めています。



次世代育成支援に関するニーズ調査 (平成 15 年度)

イ 野菜の好き嫌い

子どもたちの野菜の好き嫌いをみると、「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた割合は、就学前児童 63.3%、小学校児童 60.5%で、小学校児童がやや少なくなっています。しかし、1日に食べる回数は「1～2回」であっても、小学生児童の方が多く食べています。

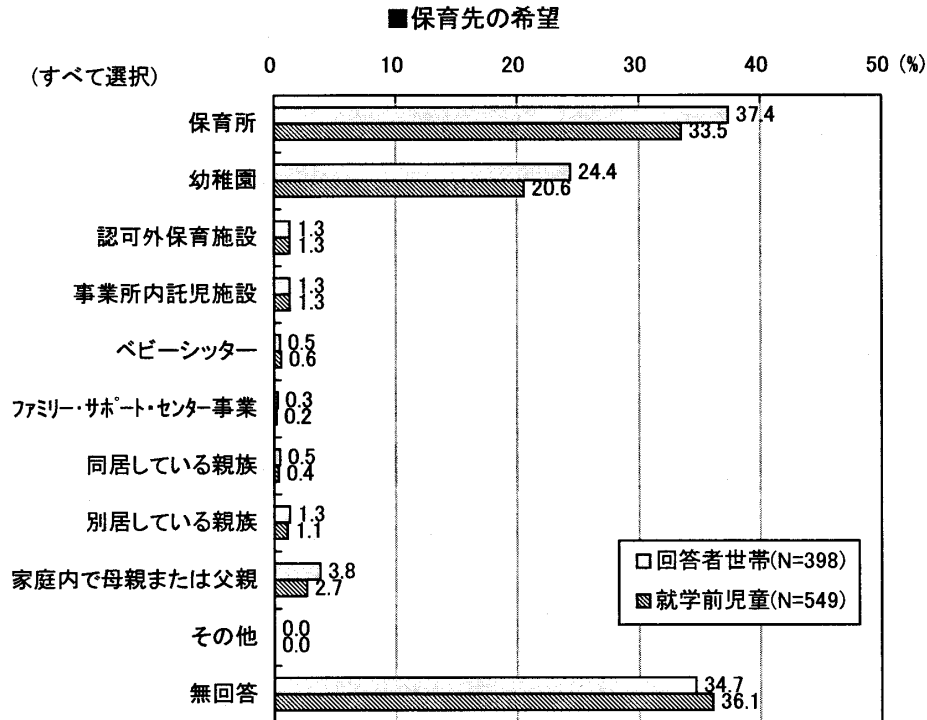


次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 15 年度）

(4) 保育サービス等の希望状況

ア 主な希望サービス（平日）

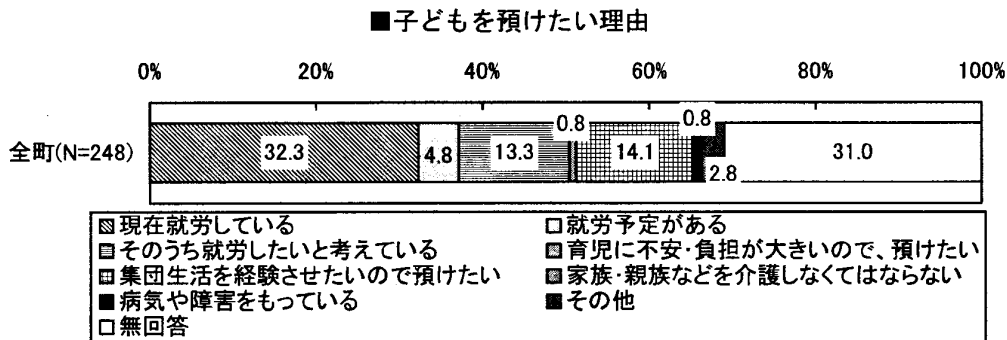
平日の保育サービス利用希望世帯は無回答が多く、希望率は現況利用率より低い。利用希望世帯は、「保育所」が37.4%、「幼稚園」が24.4%で2分されています。



次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）

イ 保育サービス利用希望理由（平日）

子どもを預けたい主な理由は、「現在就労している」が32.3%を占め、次いで「子どもに集団生活を体験させたいから」14.1%、「そのうち就労したいと考えているから」13.3%が続いています。



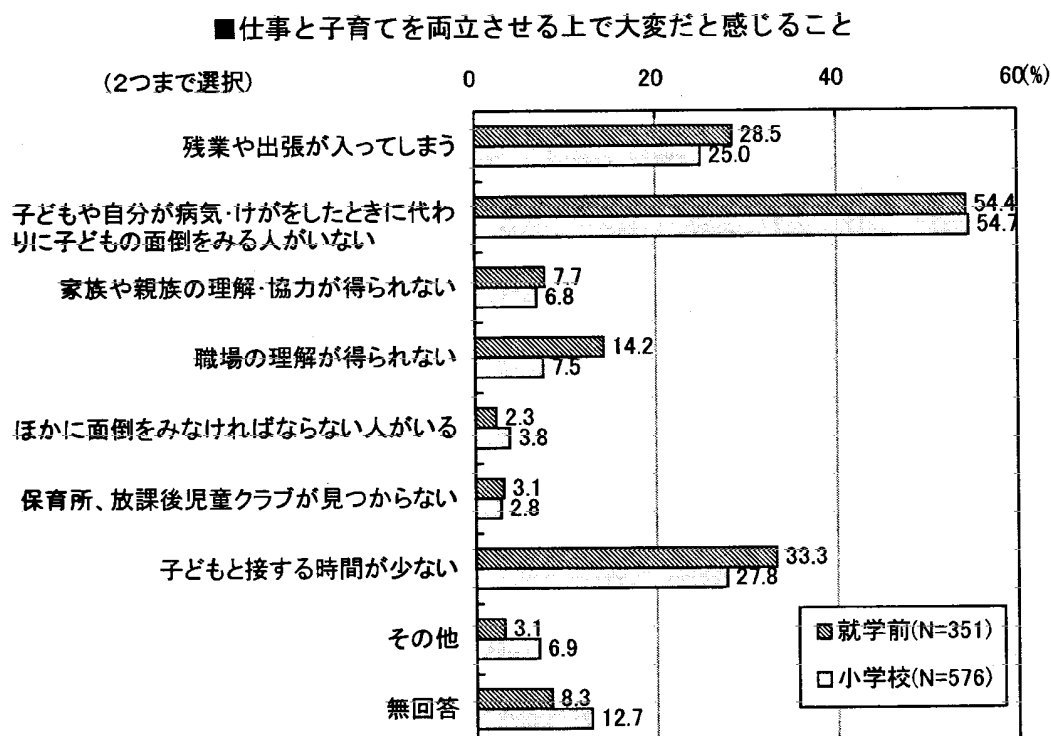
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）

(5) 仕事と子育ての両立

ア 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、就学前児童の保護者と小学校児童の保護者ともに「子どもや自分が病気・けがをしたときに代わりに子どもの面倒をみってくれる人がいない」が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」「残業や出張が入ってしまう」が挙げられています。

「子どもや自分が病気・けがをしたときに代わりに子どもの面倒をみってくれる人がいない」については小学生児童保護者の割合が、「子どもと接する時間が少ない」と「残業や出張が入ってしまう」については就学前児童保護者の割合それぞれ上回っています。



注) この問は就学前児童調査と小学校児童調査とが共通で、両方の児童がいる家庭についてはどちらか一方に回答してもらったため、回答数がこれまでに比べて減少。以下、「8 仕事と子育ての両立」の「(2) 育児休業の取得状況」以外は同様。

次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 15 年度）

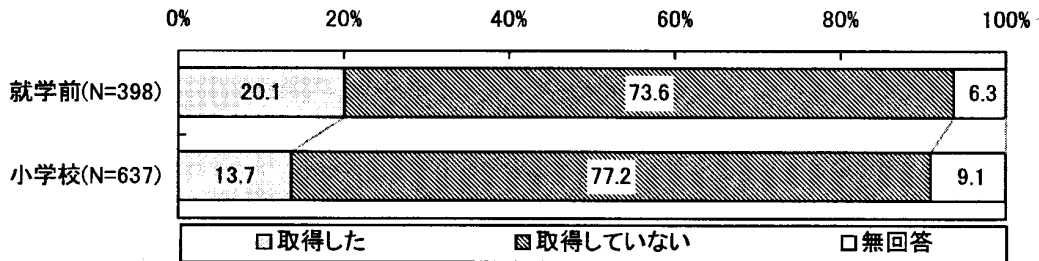
イ 育児休暇の取得状況

就学前児童を持つ母親の育児休業の取得は 20.1% で、小学校児童を持つ母親の 13.7% を 6.4 ポイント上回っています。

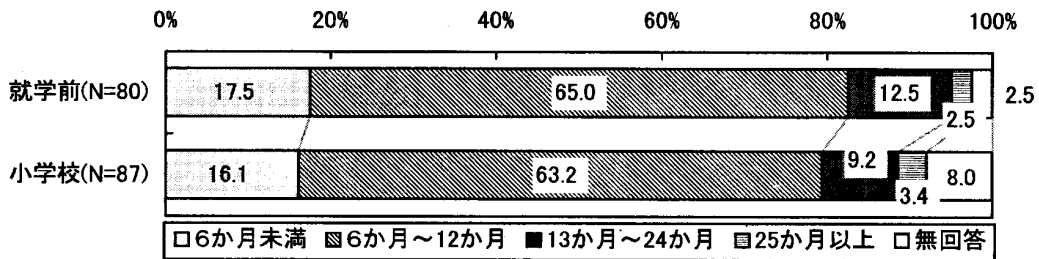
また、就学前児童を持つ父親の育児休業の取得は 0.8%で、小学校児童を持つ父親の 0.3%を 0.5 ポイント上回っています。

平成 4 年 4 月 1 日に施行され、平成 7 年 4 月 1 日からすべての事業所に適用されている育児休業法も十分に活用されていないことがうかがえます。

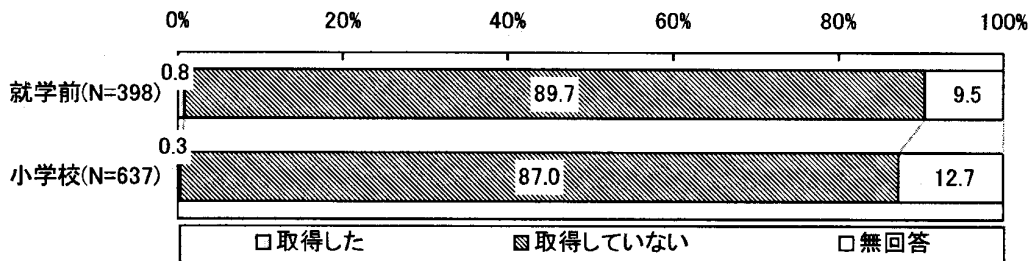
■ 育児休業の取得－母親



■ 育児休業の取得期間－母親



■ 育児休業の取得－父親



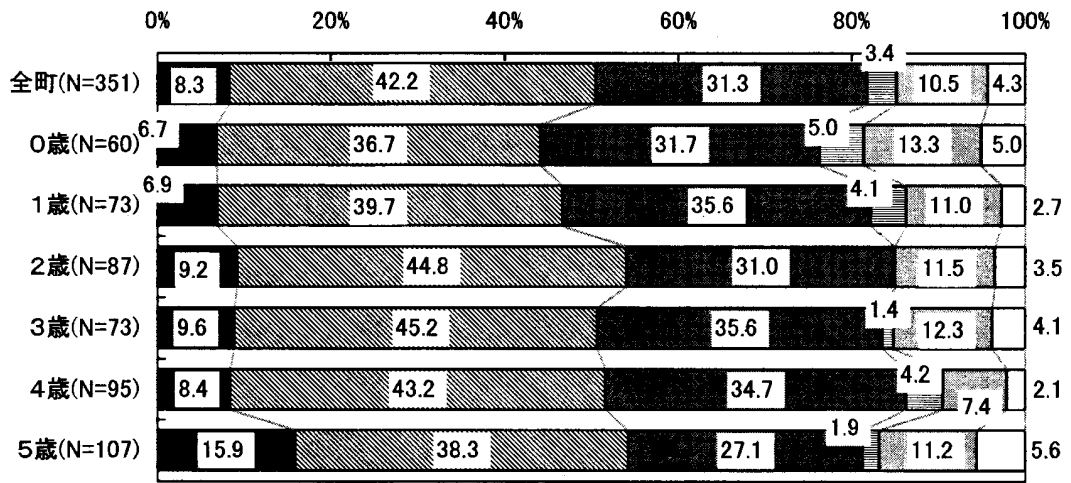
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 15 年度）

(6) 子育てに関する保護者の意識

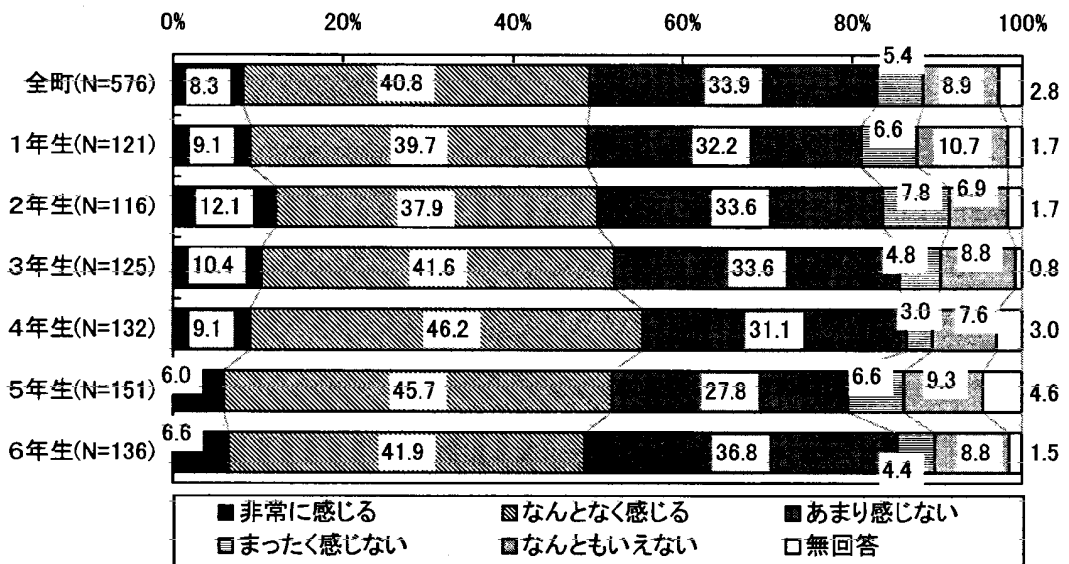
ア 子育てに関する不安感や負担感

アンケート調査では、就学前児童保護者は「非常に不安や負担を感じる」が8.3%、「なんとなく不安や負担を感じる」が42.4%、小学校児童保護者は「非常に不安や負担を感じる」が8.3%、「なんとなく不安や負担を感じる」が40.8%、約半数が子育てに関して不安や負担を感じています。

■子どもの年齢別子育てに関する不安感や負担感（就学前児童調査）



■子どもの学年別子育てに関する不安感や負担感（小学校児童調査）

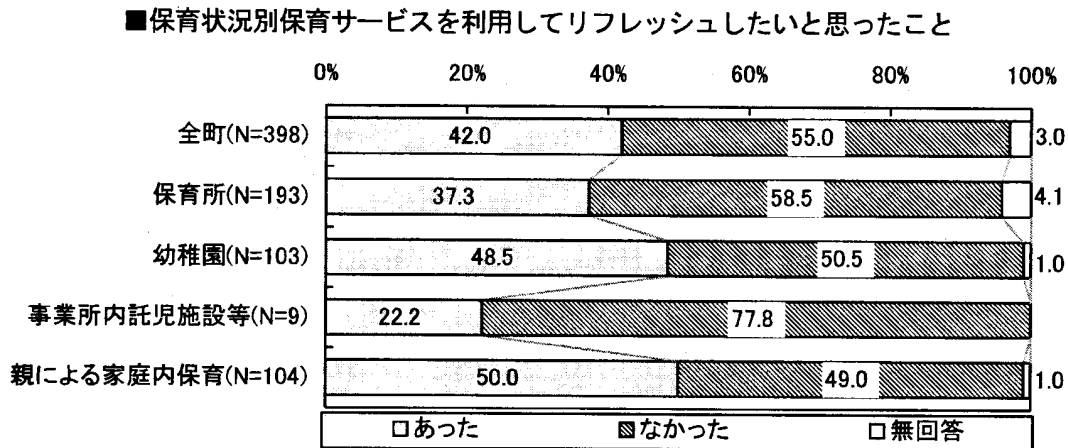


注) この間は就学前児童調査と共通で、両方の児童がいる家庭についてはどちらか一方に回答してもらったため、回答数が全町で576となり、これまでに比べて61減少。学年別も同様にそれぞれ減少。

次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）

イ 子育てから離れてリフレッシュしたいと思ったこと

この1か月の間に、平日、土・休日に関係なく、普段利用していない保育サービス（保育所、認可外保育施設、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業など）を利用して、子育てから離れてリフレッシュしたいと思ったことの有無については、「なかった」が55.0%、「あった」が42.0%となっています。



次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）

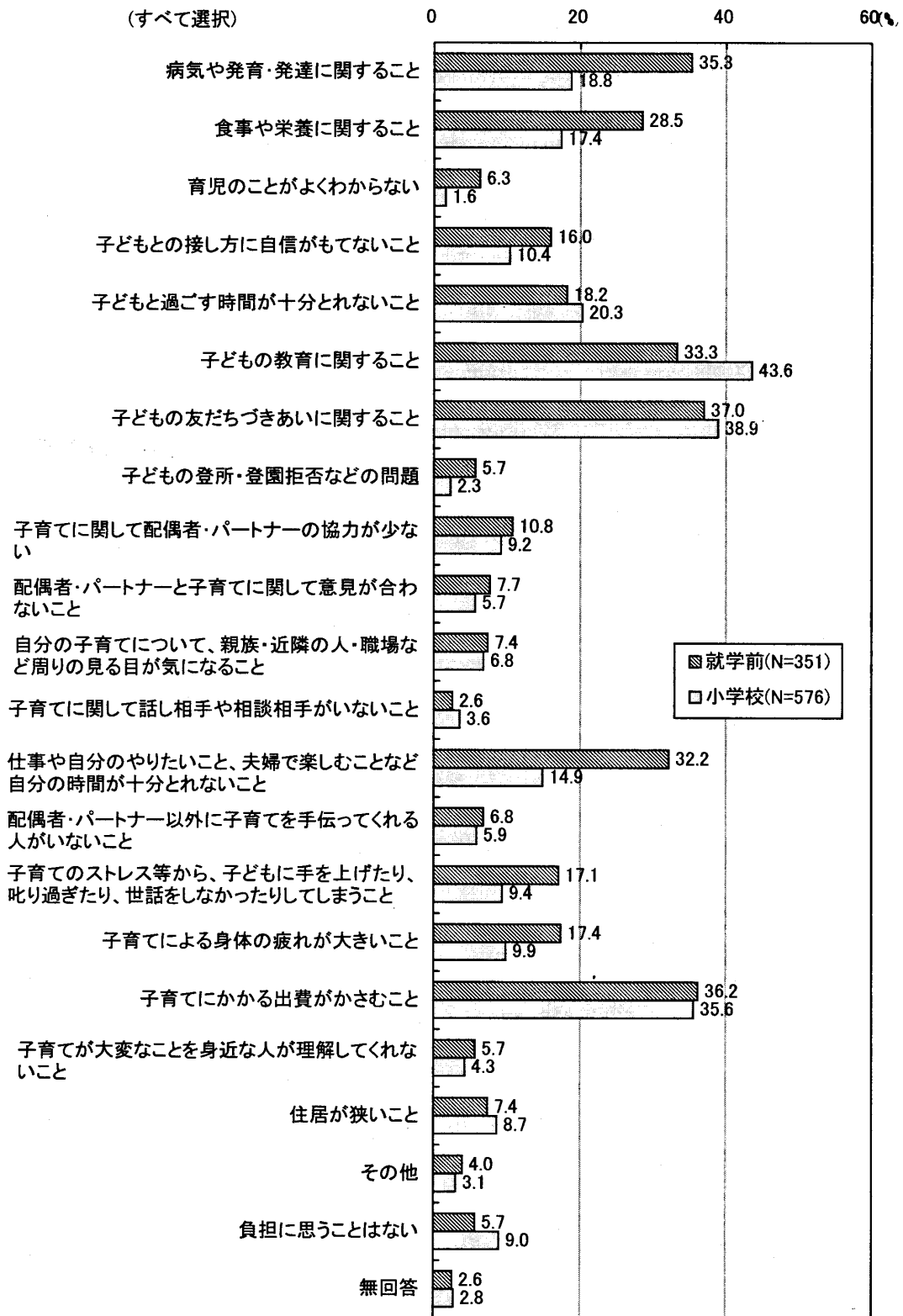
ウ 子育てに関して日頃悩んでいること

就学前児童保護者で、子育てに関して日頃悩んでいること、または気になることは、第1位が「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」で37.0%、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が36.2%、「病気や発育・発達に関すること」が35.3%、「子どもの教育に関すること」が33.3%、「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむなど自分の時間が十分とれないこと」が32.2%と続いています。

小学校児童保護者では、第1位が「子どもの教育に関すること」で43.6%、次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が38.9%、「子育てにかかる費用がかさむこと」が35.6%と続いています。

「子育てのストレス等から、子どもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」は、就学前児童保護者では17.1%で、小学校児童保護者では9.4%と、就学前児童保護者より7.7ポイント少ない。

■日常悩んでいること、気になること



次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）

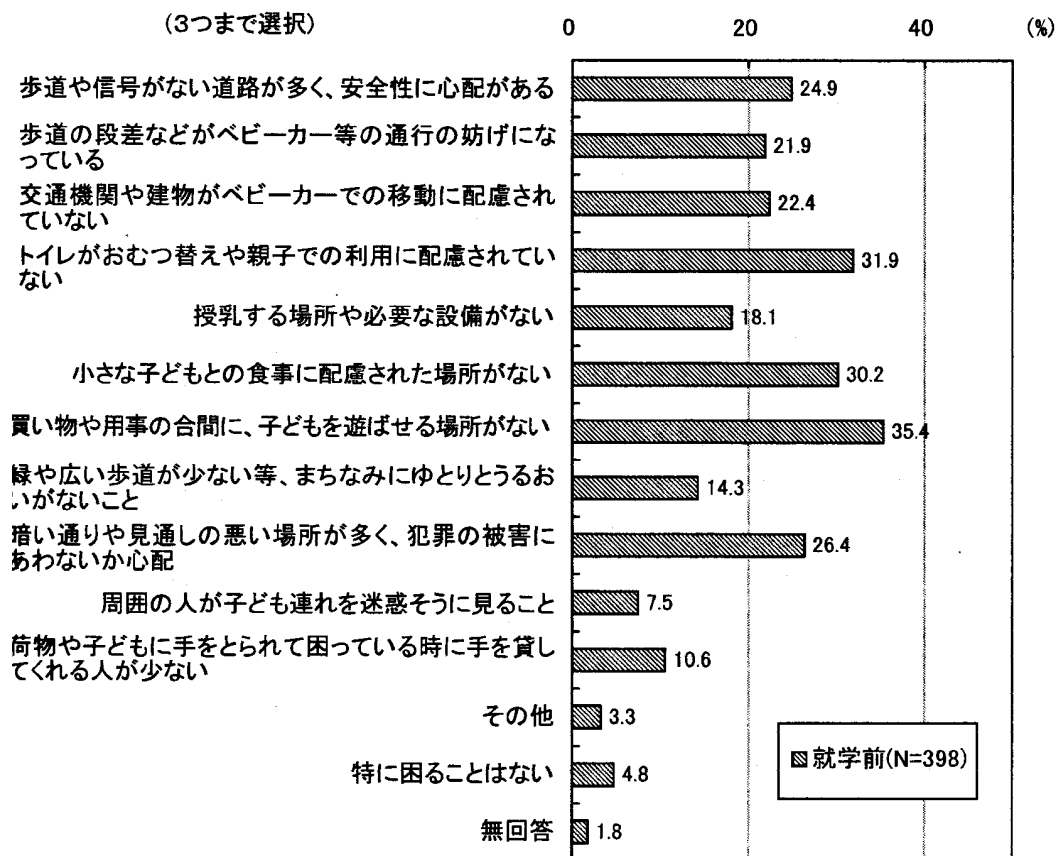
(7) 子ども・保護者の地域における活動の状況

【就学前児童】

ア 子どもと外出する際、困ることや困ったこと

子どもと外出する際、困ることや困ったことで多いのは、第1に「買い物や用事等の合間に子どもを遊ばせる場所がないこと」で35.4%、次いで「トイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていないこと」31.9%、「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ないこと」30.2%と続いています。

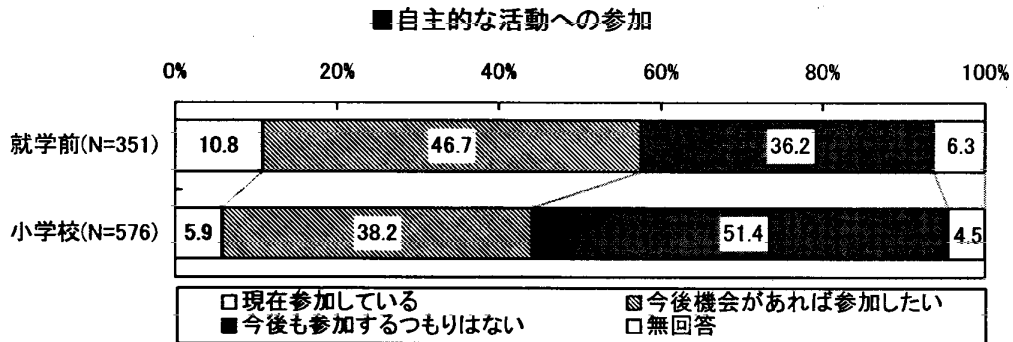
■子どもと外出する際困ること



次世代育成支援に関するニーズ調査(平成15年度)

イ 子育てサークルなどへの参加状況

子育てサークルなど自主的な活動に「現在参加している」のは、就学前児童保護者では 10.8%、小学校児童保護者では 5.9%。「今後機会があれば参加したい」が就学前児童保護者では 46.7%、小学校児童保護者では 38.2%と高い。

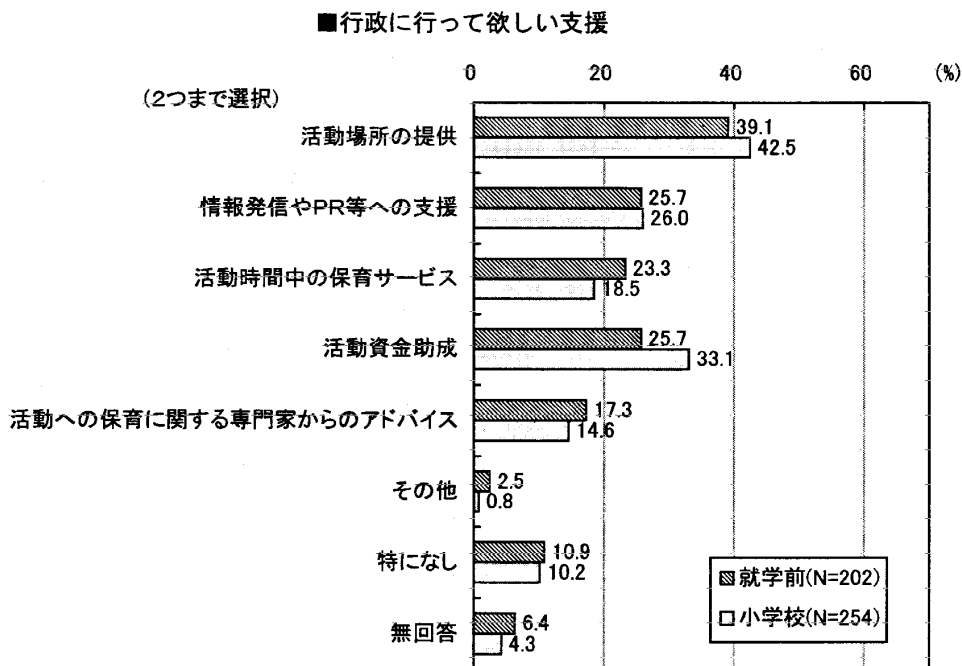


注) この問は就学前児童調査と小学校児童調査とが共通で、両方の児童がいる家庭についてはどちらか一方に回答してもらったため、回答数がこれまでに比べて減少。年齢別も同様にそれぞれ減少。以下、「(3) ファミリー・サポート・センター事業について」以外は同様。

次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 15 年度）

ウ 自主的活動を行うにあたり行政に期待する支援

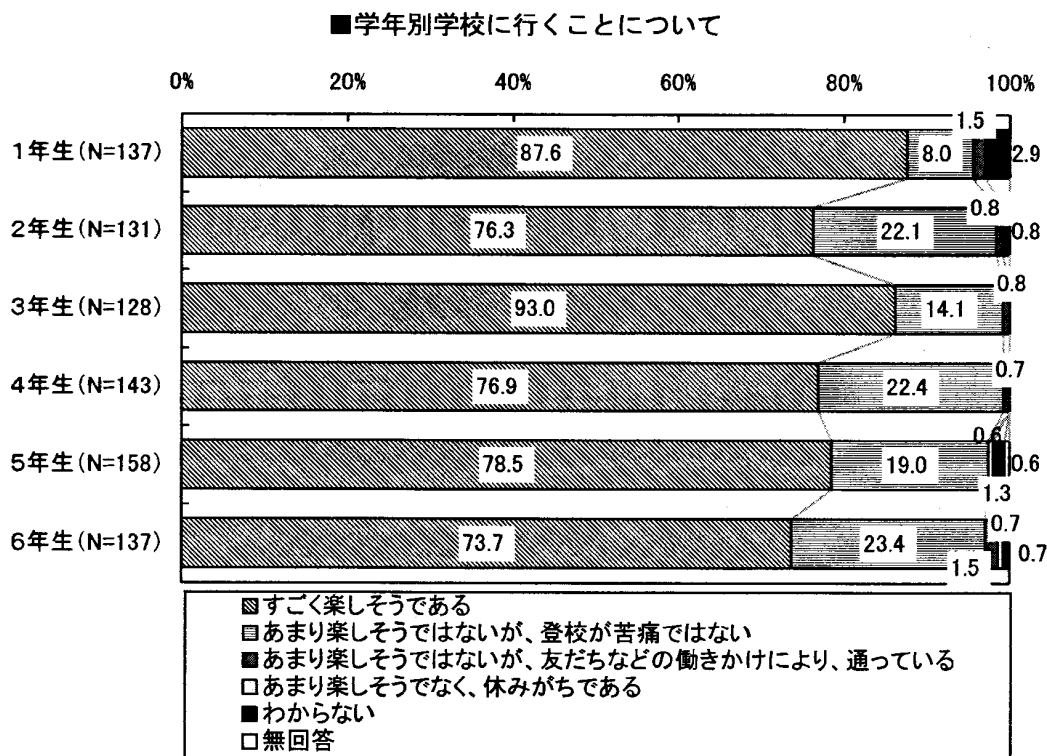
自主活動を行うにあたり行政に期待する支援としては、就業前児童及び小学校児童保護者ともに「活動場所の提供」がそれぞれ 39.1%、42.5%で最も多く、次いで「情報発信やPR等への支援」や「活動資金助成」、「活動時間中の保育サービス」が 23~26%で上位にあげられています。



【小学校児童】

エ 学校に行くことについて

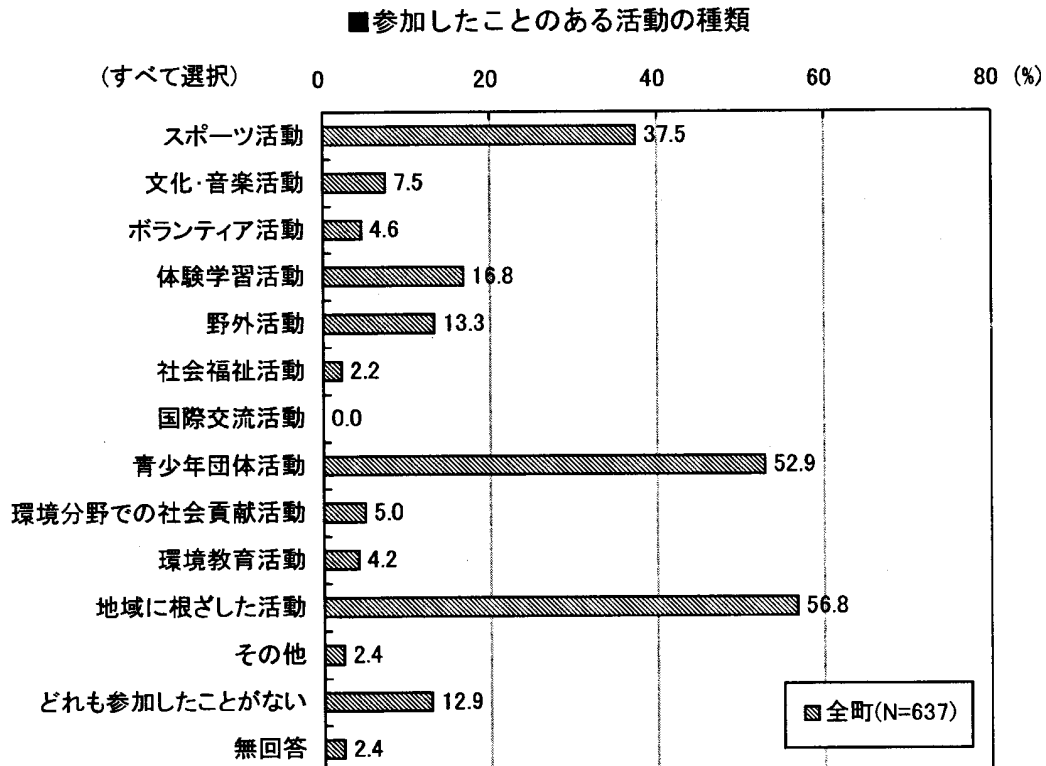
学校に行くことについて、学年別では「すごく楽しそうである」は6年生が73.7%で最も少なく、「あまり楽しそうではないが、友だちなどの働きかけにより、通っている」及び「あまり楽しそうでなく、休みがちである」を合わせた割合は、6年生が2.2%で最も多い。



次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）

オ 子どもの地域活動への参加状況

地域活動やグループ活動などへのこれまでの参加率は84.7%で、「お祭や文化祭など地域に根ざした活動」が56.8%で最も多く、次いで「子ども会など青少年団体活動」が52.9%、「スポーツ活動」が37.5%と続いています。



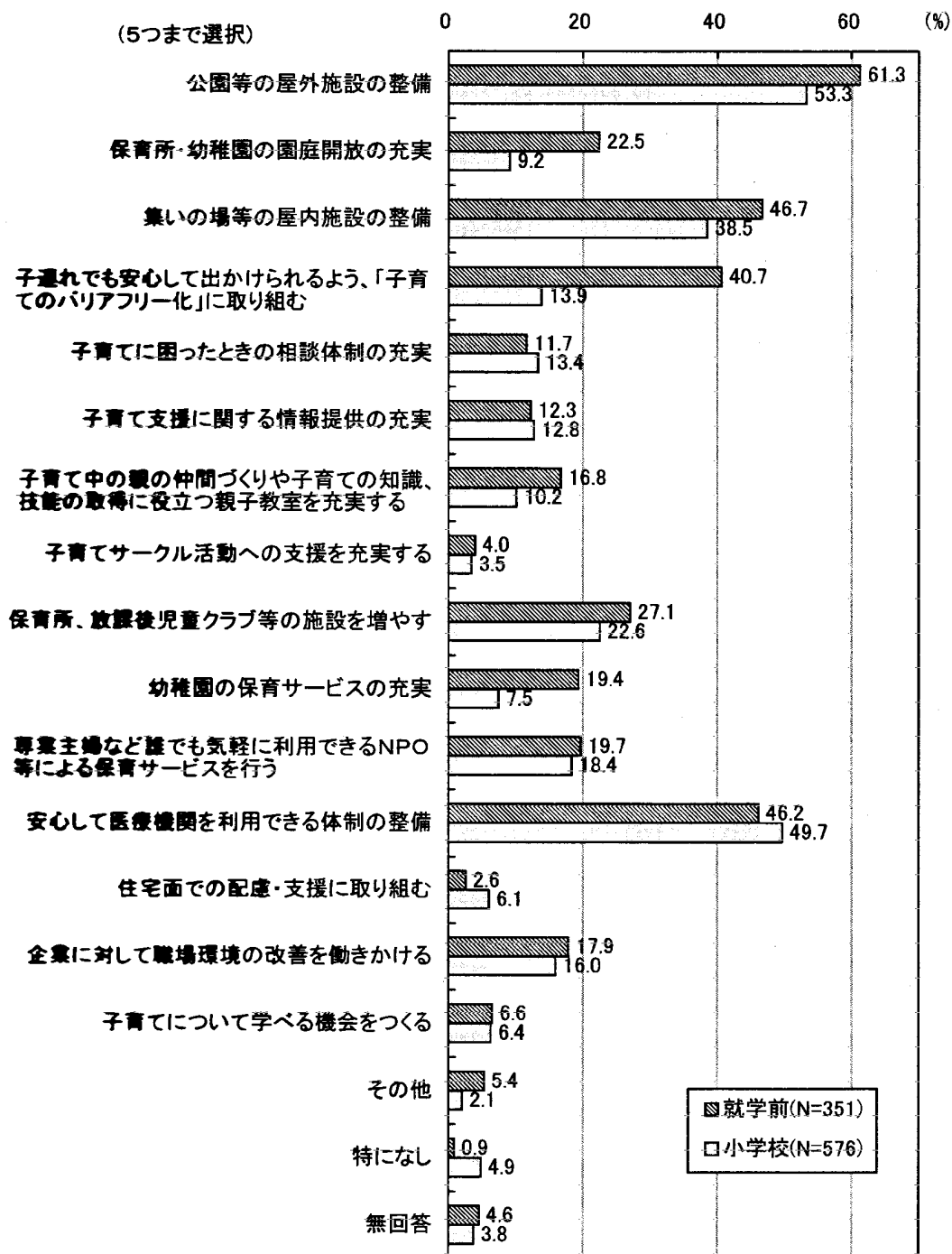
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 15 年度）

(8) 町に求める子育て支援策

町に対して望む子育て支援策の上位 5 位は、就学前児童保護者では「家族が安心して集まれる公園等の屋外施設の整備」61.3%、「家族が安心して集まれる集いの場等の屋内施設の整備」46.7%、「安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備」46.2%、「子連れでも安心して出かけられるよう、おむつ替えや授乳のためのスペースづくりや歩道等の段差解消等の『子育てバリアフリー化』に取り組む」40.7%、「保育所、放課後児童クラブ(学童保育)等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」27.1%です。

小学校児童保護者では「家族が安心して集まれる公園等の屋外施設の整備」53.3%、「安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備」49.7%、「家族が安心して集まれる集いの場等の屋内施設の整備」38.5%、「保育所、放課後児童クラブ(学童保育)等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」22.6%、「専業主婦などでも気軽に利用できる N P O (非営利団体) 等による保育サービスを行う」18.4%です。

■子育て支援の充実を図るため、町に期待すること



次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 15 年度）

6 子育て支援策の現状

(1) 就学前児童の育児状況

0歳児の3%、1歳児の20%、2歳児の38%、3歳児の89%、4歳児の99%、5歳児の98%が幼稚園もしくは保育所を利用しています。

アンケート調査では、保育所利用世帯は48.5%、幼稚園利用世帯は25.9%、事業所内託児施設利用世帯は1.3%となっています。

公立保育所の定員充足率は63.1%で、定員を下回っていますが、私立保育所(園)では100%を超える状況が続いています。

保育所の待機児童の解消に向けて取り組んでおり、また、年度途中に発生する入所希望にも柔軟に対応しています。

就学前児童の在籍状況 (単位 上段：人、下段：%)

		総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園	公立	141 13.0%				50 26.3%	43 20.7%	48 23.6%
	私立	69 6.4%				18 9.5%	24 11.5%	27 13.3%
保育所	公立	180 16.6%		8 4.3%	26 15.0%	40 21.0%	59 28.4%	50 24.6%
	私立	321 29.6%	5 3.3%	30 16.1%	39 22.6%	61 32.1%	80 38.5%	74 36.5%
その他 (認可外保育施設、家庭保育等)		373 34.4%	145 96.7%	148 79.6%	108 62.4%	21 11.1%	2 0.9%	4 2.0%
合計		1,084 100.0%	150 100.0%	186 100.0%	173 100.0%	190 100.0%	208 100.0%	203 100.0%

資料：福祉課(平成15年4月1日現在)

保育所の利用状況の推移

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設数	公立	3	3	3	3	3
	私立	2	2	2	2	2
	計	5	5	5	5	5
定員 (人)	公立	285	285	285	285	285
	私立	240	240	240	240	270
	計	525	525	525	525	555
利用児童 (人)	公立	244	212	201	199	180
	私立	262	266	285	279	321
	計	506	478	486	478	501
定員 充足率 (%)	公立	85.6	74.3	70.5	69.8	63.1
	私立	109.2	110.8	118.8	116.3	118.9
	計	96.4	91.0	92.6	91.0	90.3

資料：児童福祉課

年齢別年度途中入所者数の推移

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
0 歳 (人)	8	2	7	3
1 歳 (人)	8	11	8	7
2 歳 (人)	8	3	10	8
3 歳 (人)	3	7	11	11
4 歳 (人)	2	2	4	6
5・6 歳 (人)	1	1	2	0
合 計 (人)	30	26	42	35

資料：児童福祉課

長時間保育実施保育所数の推移

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
公立	実施園数	3	3	3	3	2
	利用児童数(人)	69	60	56	52	64
私立	実施園数	2	2	2	2	2
	利用児童数(人)	117	143	161	218	238
合計	実施園数	5	5	5	5	4
	利用児童数(人)	186	203	217	270	302

資料：児童福祉課

子育てと仕事の両立を支援する保育所は、原則として午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの通常保育を行っています。各保育所で時間は違いますが、おおむね 7:00～21:00 の開所時間内で延長保育を実施しています。また、私立保育所では産休明けからの保育を実施しています。

このほか、保育所に入所していない子どもでも、保護者の就労形態や疾病等による緊急的な保育、また育児に伴う心理的及び肉体的不安を解消するための一時保育は大淀町立第一保育所で、障がいをもつ子どもの保育は 3 つの公立保育所で、子どもが病気の回復期にあって、保護者が勤務などの都合により保育を行うことが困難なときに、その子どもを一時的に預かり保育する病後時保育を、平成 16 年度から北野保育園内の病後時保育室「にじ」で実施しています。今後、利用者が増加するものと期待されています。

乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型）

実施施設	対象	開室日	料金
北野保育園内病後時保育室「にじ」	1 歳児から小学 3 年生	月曜日～金曜日までの 8:30～18:00 7 日間を限度とする 定員 4 名	2,000 円 / 日 保護者の所得により利用料が減額

地域子育て支援センターは、リフレッシュを求める保育者、育児に不慣れな保育者、育児に悩む保育者たちへの育児相談・情報提供を通じて、子育てを支援しており、延明保育園に委託して実施しています。

地域子育て支援センター

実施施設	活動内容	開催日
延明保育園 子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン ・育児サークル「ちびっこランド」 ・育児相談室（フリーダイヤルで受け付け） ・育児支援だより通信 ・子育て教室の開催 ・保育園の開放と体験入園 ・保育行事への参加 	0・1歳児は月曜日 2歳以上は水曜日

幼稚園は4園あり、すべての園で3歳児から預かっています。

今後は、保護者の就労や緊急時等の保育ニーズに対応する預かり保育や、在宅で子育てしている保護者の相談や交流の場として保育所とともに幼稚園の機能の充実を図る必要があります。また、幼児の保育・教育の充実の観点から、保育所と幼稚園の一体化などについて検討することも必要です。

幼稚園数及び園児数の推移

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設数	公 立	3	3	3	3	3
	私 立	1	1	1	1	1
	計	4	4	4	4	4
定 員 (人)	公 立	230	230	230	230	230
	私 立	100	100	100	100	100
	計	330	330	330	330	330
利用児 数 (人)	公 立	143	128	132	130	141
	私 立	83	76	64	66	68
	計	226	204	196	196	209
定員 不足 (%)	公 立	62.2	55.7	57.4	56.5	61.3
	私 立	83.0	76.0	64.0	66.0	68.0
	計	68.5	61.8	59.4	59.4	63.3

資料：社会教育課

幼稚園の利用状況（平成15年度）

		公 立		私 立	
		男児	女児	男児	女児
3歳児(人)	3歳入園	28	22	9	9
	3歳入園	20	15	10	6
4歳児(人)	本年度入園	6	2	4	4
	計	26	17	14	10
	3歳入園	20	23	7	10
5歳児(人)	4歳入園	3	2	3	6
	本年度入園			1	
	計	23	25	11	16
合 計		77	64	34	35

資料：社会教育課

(2) 小学校児童の保育状況

放課後児童健全育成事業については、大淀北野小学校区北野プレジャーーム、大淀緑ヶ丘小学校区緑ヶ丘プレジャーーム、大淀桜ヶ丘小学校区桜ヶ丘児童クラブの3か所で学童保育所を設置し、平日は放課後から17時30分まで、土曜日は9時から17時30分まで実施しています。対象は、小学1年生から3年生までの児童（1年生から3年生の兄弟がいる家庭の児童については小学6年生まで。）となっています。

放課後児童クラブの利用実態は、1年生22.0%、2年生19.4%、3年生14.5%、4年生1.5%で、学年が下がるほど利用割合が多くなっていますが、就労する保護者の増加により入所希望者が多くなり、定員を超えた入所希望があり、定員の見直しが必要となっています。

また、第一小学校区、旭ヶ丘小学校区の2校区には学童保育所が未設置であり、桜ヶ丘児童クラブは桜ヶ丘小学校と離れており、設置場所の見直しが必要となっています。

なおニーズ調査では、「放課後児童クラブで過ごす」割合は、14～16時では1年生18.9%、2年生18.2%、3年生0.9%で、16～18時では1年生14.4%、2年生12.1%、3年生5.8%となり、18時を越える利用はありません。しかし、「放課後児童クラブで過ごす」と「学校にいる」を合わせた割合は、14～16時では1年生25.0%、2年生43.2%、3年生49.1%、4年生66.4%、5年生72.1%、6年生75.9%で、学年が上がるほど多い傾向を示しています。なお、16～18時では1年生14.4%、2年生14.4%、3年生6.5%、4年生3.6%、5年生5.4%、6年生3.8%と減少し、「家、公園などで友だちと遊ぶ」や「保護者や祖父母等と過ごす」割合が増えています。18時以降は「保護者や祖父母等と過ごす」割合が大半を占めます。

放課後児童クラブの在籍状況（平成15年度）

	総数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
在籍児童数	110 9.1%	44 22.0%	35 19.4%	28 14.5%	3 1.5%		
小学校児童数	1210 100.0%	200 100.0%	180 100.0%	193 100.0%	206 100.0%	219 100.0%	212 100.0%

資料：社会教育課

学童保育の状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
実 施 数	3	3	3	3	3	
定員数(人)	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	
右 籍 児 童 数 (人)	合 計	7 6	8 9	1 0 0	1 0 1	1 1 0
	1 年 生	3 4	3 7	3 7	3 8	4 4
	2 年 生	1 6	2 6	3 2	4 6	3 5
	3 年 生	2 0	1 5	2 3	1 6	2 8
	4 年 生	2	1 0	6	0	3
	5 年 生	3	1	2	1	0
	6 年 生	1	0	0	0	0

資料：社会教育課

(3) 親子の健康づくり支援

妊娠届を出したときに、妊婦一般健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康管理のための健康診査の受診を奨励しています。

妊婦一般健康診査（B型肝炎母子感染防止事業を含む）

目 的	妊娠中の母体の健康状態と胎児の育成を確認することにより、母子の健康管理の向上を図る。
対 象	町内に在住し、妊娠届を出した妊婦
実施内容	母子手帳とあわせて妊婦一般健康診査受診票を交付し、受託医療機関おける受診を奨励する。 ・問診及び診察 ・血圧測定 ・尿検査 ・血色素検査 ・梅毒血清反応検査 ・B型肝炎検査 ・超音波検査（35歳以上）

妊婦一般健康診査受診票交付数の推移

	平成 11 年 月	平成 12 年 月	平成 13 年 月	平成 14 年 月	平成 15 年 月
35 歳未満(人)	1 4 0	1 5 1	1 7 5	1 1 6	1 1 2
35 歳以上(人)	2 2	2 3	2 0	2 1	1 7
合 計(人)	1 6 2	1 7 4	1 9 5	1 3 7	1 2 9

資料：保健センター

乳幼児訪問指導については、子どもと保護者の生活状況を把握し、適切に判断して指導を行うことにより、健康診査等で要経過観察となった子どもの成長支援や、妊娠や出産及び育児不安の解消に努めています。

訪問指導実施状況の推移

		平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
新 生 児 訪問指導	延人数(人)	0	1	2	0	3
	実人数(人)	0	1	2	0	3
乳 児 訪問指導	延人数(人)	13	11	11	3	17
	実人数(人)	13	11	11	3	17
幼 児 訪問指導	延人数(人)	8	15	1	9	7
	実人数(人)	8	15	1	9	11
妊 産 婦 訪問指導	延人数(人)	0	0	0	0	0
	実人数(人)	0	0	0	0	0

乳児健康診査事業については、4 か月児、10 か月児に対して、幼児健康診査事業については、1 歳 6 か月児、3 歳児に対して実施しています。また、各乳幼児健康診査にあわせて、歯科保健指導事業を実施しています。

平成 15 年度の各乳幼児健康診査の受診率は、4 か月児 94.6%、10 か月児 93.4%、1 歳 6 か月児 93.4%、3 歳児 83.6%と比較的高い水準にありますが、異常の早期発見・治療にとって重要であることや、育児不安の軽減につながることから周知を徹底し、未受診児の追跡に努め、できるだけ早期にかかわりを持つよう働きかける必要があります。

また、歯科保健指導事業については、3 歳児のう歯（むし歯）有病率が、県平均と比較して高率であることから、さらにもう歯予防習慣の確立を図るため、ブラッシングなどの口腔内の手入れと食生活のあり方の両面からの改善が必要となっています。

乳幼児健康診査受診状況の推移

		平成 11 年 度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度
4 か月 児健康 診査	実施回数(回)	6	6	12	12	12
	対象者数(人)	171	148	186	166	148
	受診者数(人)	158	131	173	158	140
	受診率(%)	92.4	88.5	93.0	95.2	94.6
10 か月 児健康 診査	実施回数(回)	6	6	12	12	12
	対象者数(人)	173	168	154	174	151
	受診者数(人)	151	150	145	165	141
	受診率(%)	87.3	89.3	94.2	94.8	93.4
1 歳 6 か月児 健康診 査	実施回数(回)	6	6	6	12	12
	対象者数(人)	198	177	173	175	183
	受診者数(人)	185	162	160	164	171
	受診率(%)	93.4	91.5	92.5	93.7	93.4
3 歳児 健康診 査	実施回数(回)	6	6	6	12	12
	対象者数(人)	170	167	198	212	189
	受診者数(人)	149	144	162	193	158
	受診率(%)	87.6	86.2	81.8	91.0	83.6

このほかの事業として、乳幼児健康相談「すくすく相談」や「母親教室『マテニティクラス』」、「パパママ教室」、「離乳食教室」、「育児教室『コアラひろば』」などを実施しています。



7 基本的な課題

(1) 子どもの状況

少子化をはじめ社会のさまざまな変化により、子どもが「ゆとり」のない環境におかれるとともに、子どもが本来持つべき自主性や社会性が育まれにくくなっていることが指摘されています。

そこで、子どもの生活習慣の確立とともに、地域の中での異年齢の子供同士や大人との関わり、自然体験や集団遊びなど直接体験など、成長段階に応じた体験を積み重ねて、調和のとれた一人の人間として自己確立していくことが求められています。

(2) 子育て家庭の状況

核家族化が進行する中で、経済的負担感、精神的負担感、時間的拘束の負担感、肉体的負担感の4つの負担感により、育児不安やストレスを抱える母親が増えています。

そのため、保健・医療・福祉の連携による母親及び乳幼児等の健康の確保・増進を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育て家庭を地域社会全体で支え合う住民意識の醸成と子育て支援施設や支援システムの充実が求められています。

(3) 働く親とその支援の状況

働く母親の増加にともない、保育所に通う子どもや放課後児童クラブの利用児童が増えています。また、これにより家族間のコミュニケーションが少なくなる傾向がうかがえます。

そのため、男女とともに子育てを担うことへの意識啓発を図るとともに、子育てに対する職場の理解と支援、保育施設及び保育サービスの充実が求められています。

(4) 思春期の子どもをとりまく状況

携帯電話やインターネットの普及に伴い出会い系サイトなどによる性犯罪や、性感染症などの増加などが指摘されています。また、十代の喫煙や飲酒などの問題も増加しています。

そのため、性教育などの思春期保健や命の大切さの教育、未成年の喫煙や飲酒防止の教育などの充実が求められています。

(5) 地域の状況

子ども会など地域組織への参加が少なくなり、地域社会の関係が希薄化するとともに、モラルや社会規範が低下し、非行や子どもにかかわる犯罪の増加、少年犯罪の凶悪化、低年齢化などが指摘されています。

そのため、地域ぐるみで子どもへの声かけや目配りなど、地域社会が連携して見守るとともに、地域での組織活動の強化や子どもを取り巻く犯罪防止のための啓発と協力が求められています。

(6) 障がいをもつ子どもや虐待を受けた子どもなどの状況

不登校やいじめなどの問題行動、子どもへの虐待（不適切な養育）など、子どもをめぐるさまざまな問題が深刻化しています。また、障がいをもつ子どもへの保育や教育に対するニーズが多様化しています。

そのため、次代を担う子どもを守り、大人と同じ一人の人間として、その利益を最大限に尊重されるよう配慮するとともに、障がいをもつ子どもへの保育や特別支援教育の充実が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約」では、締結国は子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画では、次代を担うのは今の子どもたちであることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

(2) 次世代を育成する長期的な視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視点に立って子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に少子化問題は、その時々住民意識や社会背景・経済情勢によって大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものですが、次代を担う子どもの育成はまさに"人づくり"であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないところから、長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

(3) 地域全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめ地域全体がさまざまな社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力をもってかかわっていく必要があります。

また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、"大淀らしさ"に配慮しつつ、質の高い、多様なサービスの提供が求められています。このような対応を確かなものにするためにも、地域全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

2 基本理念

大淀町の次世代意育成支援対策のめざす方向として、次の基本理念を定めます。

子どもの輝きがすべての住民を結ぶまち 大淀

急速な少子化をはじめ、価値観の多様化や核家族化、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かせないものであり、そのため、親のみが子育てに関わるのではなく、地域の人と人とのふれあいを大切にしながら、子どもたちの成長を社会全体で支えていくことが求められています。

大淀町では、家庭や地域の温かいまなざしと支え合いの中で、子どもたちの成長していく輝きが、世代を超えてすべての住民を結び、それによって明るい未来が描けるまちづくりをめざします。

3 基本目標

本計画の基本理念を実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 母と子の健康づくり支援

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てることができるよう、妊娠、出産から乳幼児期を通じて、母と子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期保健対策や食育²、自分らしい子育ての取組みを支援します。

また、保健・福祉・医療に関するサービスが、総合的かつ安心して受けられるよう、関係機関間あるいは地域等との連携強化を図るとともに、周産期医療³・小児医療体制の充実、障がい児の療育体制等の整備を推進します。

(2) 子育てに係る意識の啓発並びに情報提供の充実

すべての住民が、子育てについての理解を深め、家庭、地域、職域などすべての場で子育ての支援の推進が図れるよう、子育てに関する情報提供の充実に努めるとともに、講演会、研修会の開催等を通して子育て支援に関する意識の向上や、次代の親づくりのための啓発活動等を推進し、地域全体で子育てを行う雰囲気醸成に努めます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

女性の就労の増加を背景に保育ニーズが多様化している。しかし、仕事で多忙な生活実態であっても、家庭生活における活動と仕事の両立ができるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルを選択でき、楽しみながら子育てができるよう、延長保育や放課後児童健全育成など多様で弾力的な保育サービスの充実に努

²食育

食に関する教育をさすが、単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での一家団欒を通じて社会性を育んだり、わが国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

³ 周産期医療

妊娠後期から新生児早期までの期間、母体・胎児・新生児を総合的に管理して、母と子の健康を守るための医療をいう。

めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業等の推進や育児休暇制度の周知普及に努めるなど、子育てと仕事との両立を支援するための施策の推進を図ります。

さらに、男女が協力して、ともに子育てに参加する意識が浸透し、子どもをもちたいと思える社会づくりや、結婚してから子どもを産みやすく、育てやすい、そして子育てが楽しいと感じる環境づくりを推進します。

(4) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

近年、不登校などの問題がより複雑化、深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性がより一層高まっています。

そこで、次代の担い手である子どもが、心豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境を整備し、子どもの教育の充実、家庭教育の支援に努めます。

また、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育みながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ・文化活動、社会活動等の活性化を図るとともに、遊びなどを通じて仲間づくりができる子どもの居場所づくりや、子ども同士あるいは高齢者や外国人等幅広い世代や地域の人々との交流の促進に努めます。

さらに、子どもがのびのびと心豊かに育つよう、子どもを取り巻く諸問題に対する相談体制や支援体制の充実に努めます。

(5) 子どもの人権擁護の推進

子どもは、子どもである前に一人の人間として、心身ともに健やかに生まれ、育成される普遍的な権利を持っているものであり、家庭環境や障がいの有無でこれらの権利が保障されないことのないよう支援策を進めます。

また、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待の増加・深刻化や、いじめの問題など、子どもの権利侵害が社会問題化する中、子どもの権利を守る相談・支援体制の充実に図り、実効性のある講座・研修等に取り組めます。

(6) 地域における子育ての支援の推進

少子化・核家族化の進行、また、地域社会の連帯感の希薄化などにより、家庭

や地域の子育て力が低下し、子育てに伴う負担感・不安感が増大する一因となっています。

そこで、「子どもは地域の一員」の認識の下、さまざまな地域活動への子どもの参画を促進し、世代間交流を図るとともに、地域における子育て力の再生を図り、地域ぐるみの子育て支援の取り組みを進めます。

そのため、子育ての悩みや不安感を軽減する相談・支援体制の整備を図るとともに、相談機関や各種支援サービスについての適切な情報の提供に努めます。

また、子育て中の保育者の仲間づくりや社会参加の促進、子育て相互援助活動などの活性化を促進します。

(7) 生活環境の整備による子育ての支援

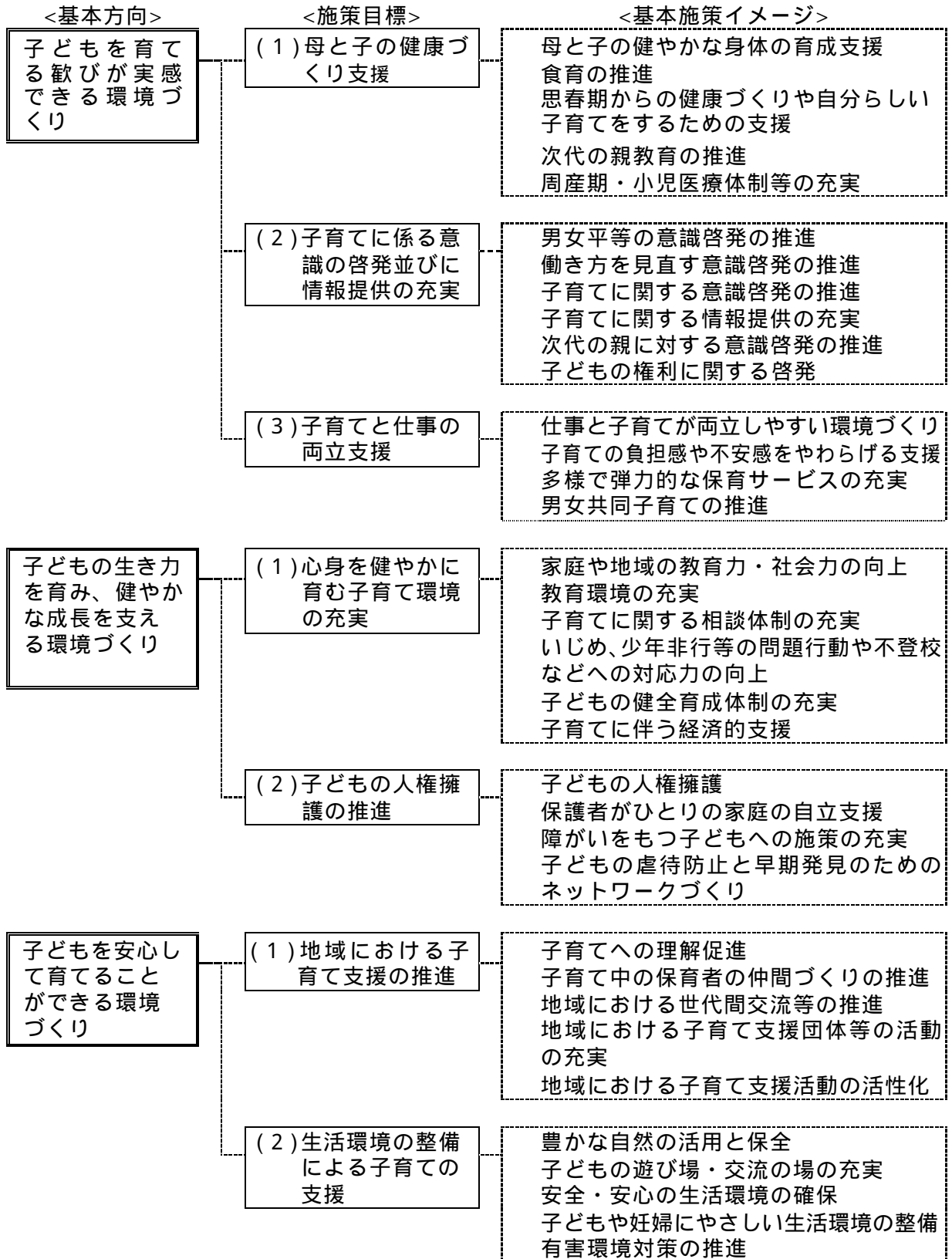
子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等の整備においては、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点(ユニバーサルデザイン⁴)に配慮するとともに、子どもを犯罪や交通事故等の被害から守る活動を、地域や関係機関等と連携しながら安全・安心の街づくりを推進します。

また、本町の山や川の豊かな自然を活かし、恵まれた環境の中で子育てを行うことの大切さを再認識するとともに、次世代にその大切な資産を引き継ぎます。

⁴ ユニバーサルデザイン

まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障害にレベルにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。

4 次世代育成支援行動計画の施策体系



第4章 計画の内容

1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

母と子の健やかな心と身体の育成支援

妊娠期からの健康の確保

妊娠期の母親の健康確保は胎児への影響も大きく、非常に重要であることから、妊娠届けに基づき、母子健康手帳を交付し、妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うための妊産婦健康事業を実施します。

また、妊産婦訪問、新生児訪問等の妊産婦に対する必要な保健指導を行うなど、新生児が順調に成育できるよう、妊娠期からの継続した指導・支援を推進します。

さらに、出産前の不安を軽減するため、子育て情報の提供、「パパママ学級」の充実を図るなど、早期から育児不安に対する支援を行い、豊かなマタニティライフが出来るように努めます。

不妊治療給付事業	保健所と協力して不妊に悩む人びとに対する情報提供や相談体制の整備を図るとともに、不妊治療にかかる一部負担金を助成する制度の啓発に努める。	福祉課
妊婦一般健康診査	妊娠中の母体の健康状態と胎児の育成を確認することにより、母子の保健管理の向上を図る。そのため、対象となる妊婦すべてが受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について十分に説明する。 【受診率】平成15年 93.3% 平成21年度 100.0%	保健センター
妊産婦・母性・女性の健康相談	保健所と連携して、安全で快適な「いいお産」の普及や生涯を通じた女性の健康づくりを支援するため、妊娠中や産後の健康管理、思春期の体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談の充実を図る。	保健センター
妊産婦や新生児の訪問指導	育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、希望者の家庭を保健師が訪問し、保健指導や相談を実施する。	保健センター
母親教室「マタニティクラス」	妊娠中の母体と胎児の健康のために望ましい食事をはじめ、妊娠、出産、育児に関する正しい知識や技術を身につけるとともに、母親同士の交流により仲間づくりを促し、不安の解消や育児の向上を図る。	保健センター
「パパママ教室」	育児の当事者である夫婦が、妊娠、出産、育児についての知識を深めるとともに、夫婦や家族がお互いのことについて理解し、思いやりを深めることで、協力して行う子育てを促進する。	保健センター

子どもの健やかな身体の育成支援

疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳児一般健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な健康診査を行います。そして、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、養育者の健康状態や生活・育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるよう支援します。

また、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児に保健サービスの提供をめざします。

乳幼児健康診査事業	<p>4か月児、10か月児、1歳6か月、3歳児に対する健康診査を実施し、先天性の異常や乳幼児期の病気の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、養育者の育児不安や虐待などのリスクを把握し、支援を行い、教育環境の安定を図る。</p> <p>【4か月児 健診率】 平成15年度 94.6% 平成21年度 100%</p> <p>【10か月児 健診率】 平成15年度 93.4% 平成21年度 100%</p> <p>【1歳6か月 健診率】 平成15年度 93.4% 平成21年度 100%</p> <p>【3歳児 健診率】 平成15年度 83.6% 平成21年度 100%</p>	保健センター
「ことばの健診」(1歳6か月児・3歳児健康診査二次健診)	<p>1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、言語発達や対人関係などの精神面の発達において注意を要する乳幼児に対して、精神面の発達状況をみきわめ助言・指導することにより、より健やかな成長発達を促す。</p>	保健センター
新生児訪問	<p>第1子出産者及び希望者の家庭を、保健師が訪問し、新生児の健康管理や発育発達に関する相談と助言指導を行う。</p>	保健センター
乳幼児訪問	<p>乳幼児健康診査後の経過把握が必要な乳幼児を中心に、保健師が家庭訪問し、健康管理や発育発達に関する相談と助言指導を行う。</p>	保健センター
育児支援家庭訪問事業	<p>医療機関において、育児支援が必要と判断された家庭に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために家庭訪問等による育児支援を行う。</p>	保健センター
予防接種	<p>ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ) 麻しん(はしか)、風しん、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施する。</p>	保健センター
乳幼児健康診査における歯科指導(歯科保健指導事業)	<p>各乳幼児健康診査及び各母子教室の受診者及び参加者を対象に、歯とむし歯について正しい知識を普及し、口腔衛生管理に対する意識を高めるとともに、ブラッシング手技や食習慣など成長段階に応じたむし歯予防習慣を確立する。</p>	保健センター

乳幼児健康相談「すくすく相談」	毎月1回、定期的に身体測定などによる発育発達の確認とともに育児相談の機会を提供し、乳幼児の健やかな成長発達と子育ての支援を行う。	保健センター
離乳食教室	1歳未満の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方や調理法、乳児期の栄養に関する知識を普及するとともに、保護者同士の交流を通じて仲間づくりや、育児不安の解消を図る。	保健センター
育児教室「コアラひろば」	家族とのスキンシップや子ども同士のふれあいを通して、子どものより健やかな成長発達を促すとともに、保育者同士の交流と仲間づくりにより、育児不安の解消を図る。また、1歳6か月児健康診査等の結果、言葉の遅れ等により継続した観察・指導が必要である児に対する観察の機会として、子どもの発達状態を的確に把握し、発達を促すための指導を行う。	福祉課
乳幼児の事故防止に向けた取り組みの充実	子育てのしおりや安全チェックシートの配布などにより、乳幼児にとっての家庭内での危険な場所やもの（潜在的なものも含む）などについての理解を深め、事故予防に努める啓発の推進を図る。	保健センター
絵本の読み聞かせ	家族のコミュニケーションの促進を図るため、各乳幼児健康診査時に、ボランティアによる絵本の読み聞かせの実施を検討する。	保健センター
乳幼児期からの生活習慣病予防啓発	生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児、児童・生徒を持つ保育者を対象に、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。	保健センター

児童・生徒の健やかな身体の育成

児童・生徒が心身ともに健やかに成長するよう、保健・医療機関や療養機関、保育所、幼稚園、学校等との連携強化を図り、児童・生徒の発達支援へのサポート体制を充実します。また、地域住民やボランティアグループと連携し、より効果的に成長の支援が行えるよう連携の強化に努めます。

生活習慣病予防の充実	小児期からの生活習慣病予防のため、地域活動栄養士や保健師等との連携を強化して、食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。	教育委員会 福祉課
学校定期健康診断事業	小中学校における、児童・生徒の心と体についての健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持増進に努める。	教育委員会

食育の推進

「食」は人の生きる糧であり、正しい食習慣を身につけることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、離乳食、幼児食講習会、保健師や栄養士等による講座の開催や食に関する相談への助言などを通じて、豊かな食生活を営むことができるよう「食育」の推進に努めます。

乳幼児期からの食育の推進

子どもの孤食（ひとりで食事をする）や脂肪過多食など食生活上の問題を解決するため、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざし、保育者が食の大切さを学ぶ機会を創出します。

また、保育所・幼稚園等の関係機関と連携して、食に関する相談への助言や、栄養士による「食育（食べることの意味を理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てる）」の普及により活動などを通じて食育の推進を図り、望ましい食習慣の定着に努めます。

乳幼児健診における栄養指導	各乳幼児健診時に問診により食事状況を確認し、必要に応じて栄養指導を行い、また、保育者からの栄養相談に応じるなど、食事を通じた健康づくりを支援する。また、保育者に望ましい食生活に関する情報の提供を行う。	保健センター
母親学級「マタニティクラス」(再掲)	妊娠中の母体と胎児の健康のために望ましい食事をはじめ、妊娠、出産、育児に関する正しい知識や技術を身につけるとともに、母親同士の交流により仲間づくりを促し、不安の解消や育児の向上を図る。	保健センター
離乳食教室(再掲)	1歳未満の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方や調理法、乳児期の栄養に関する知識を普及するとともに、保護者同士の交流を通じて仲間づくりや、育児不安の解消を図る。	保健センター
保育所等における食育の推進	子どもの健やかな心身の発達を促すため、保育所等の食事・行事・日常の保育を通して、食べる力を豊かに育む食育の推進に努める。	保健センター 福祉課
食育事業	保育所及び幼稚園児の保護者に対し、栄養士による料理教室を開催し、幼児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子ども達のより健やかな成長と食生活の改善を図る。	教育委員会 福祉課

学校給食等を通じた食育の推進

欠食、孤食、偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるため、学校給食等を通して食に関する知識と関心を醸成する学習を推進します。そのため、給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、安全で栄養バランスのとれた美味しい給食の提供に努めます。

さらに、児童・生徒への食に関しては、給食指導に留まらず、体育、家庭科等の授業、健康教育で進め、さらに地域活動において栄養士の活用や地域保健、そして家庭との連携によって、子ども達の健康と成長を支える食育の推進を図ります。

食生活改善推進員協議会の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進員協議会を育成し、活動を支援する。	保健センター
食事づくり等体験活動	若年層の健康意識と食に関する自己管理能力を高めるため、小・中学生とその保育者を対象とした食生活を学ぶ料理教室（調理実習等）を、食生活改善推進員協議会との共催により実施する。	教育委員会
学校給食の充実	子どもの生活習慣病を予防するため、食育と運動の連携した取組みを推進し、その一環として学校給食のより一層の充実を図る。	教育委員会
学校給食試食会	保護者に学校給食と食事の大切さを理解してもらう試食会を開催する。	教育委員会

思春期からの健康づくりや自分らしい子育てをするための支援

中学生等への性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導や教育に努めます。

学校における性教育の充実	生命の尊さへの理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択が必要なことを学ぶ性教育を推進するとともに、保健センターと学校カウンセラー等の連携を図り、思春期保健教育の充実に努める。	教育委員会
学校における禁煙、飲酒防止、薬物乱用防止教育の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に関して、子どもに与える影響について正しく理解できるように、学校をはじめ関係機関と連携しながら啓発・指導する。	教育委員会
学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図る。	教育委員会

次代の親教育の推進

中学生等が、保育所や幼稚園との交流を行うなど、乳幼児とのふれあい体験等を通して、家庭の大切さや子どもを産み育てることの意義を理解し、社会の一員として自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取組みを推進します。

乳幼児と小・中学生との交流	乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心を培うことができるよう、また、将来の親になった時に、少しでも安心して子育てができるように、小・中学生と乳幼児とにふれあい交流の機会の充実に努める。	福祉課 教育委員会
保育所や幼稚園でのボランティア受け入れ	中学生等を対象に、保育所や幼稚園でのボランティア受け入れを検討する。	福祉課 教育委員会

周産期・小児医療体制等の充実

子どもの健康等に関する不安を軽減するため、子育て医療相談の推進を図ります。

また、母と子がいつまでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、周産期医療体制の整備促進や、救急医療に関する情報提供や啓発を行うなど小児医療体制等の充実を図ります。

子育て医療相談	土・日・祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について普及に努める。	大淀病院
小児救急体制の整備	救急時に適切な治療が受けられるように、南和周辺地区病院群輪番制度による救急体制の拡充と小児救急体制の整備に努める。	大淀病院
周産期医療に関する情報提供	周産期医療に関する情報を住民に提供し、啓発に努める。	大淀病院

(2) 子育てに係る意識の啓発並びに情報提供の充実

男女平等の意識啓発の推進

女性も男性も主体的に子育てに関する環境をつくるためには、固定的な性別役割分担意識の解消し、男女平等の意識づくり、意識改革が非常に重要な課題であり、そのため、学校教育の場はもちろん、家庭等あらゆる場で児童・生徒へのジェンダーフリー⁵の教育を推進します。また、性についての正確な情報と理解、尊重を促す取組みを促進します。

男女平等意識の啓発	家事・育児に対する男性の意識を高めるため、男女共同参画社会基本法の理念に則り、さまざまな機会を利用して男女平等意識の啓発に努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会 総務課
生涯学習における男女平等・対等の推進	生涯教育において男女平等・対等意識の醸成を図るとともに、家庭教育においても、家族員の固定化された役割分担の見直しなど、互いが尊重される意識の高揚に努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会
児童・生徒に対する男女平等教育の推進	学校教育において男女平等意識の醸成を図ることを目的として、互いが尊重される意識の高揚に努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会
女性の身体的特徴の尊重	学校、家庭、地域社会と連携し低年齢時からの性教育の推進を目的として、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を確立するための学習機会の提供を行い、性の尊重についての理解、認識についての浸透を図る。	人権啓発課 福祉課 教育委員会
性別にとらわれない職業選択教育の推進	男女平等意識の高揚を図るとともに、性別にとらわれない職業選択の自由について、意識の高揚に努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会
「パパママ教室」(再掲)	育児の当事者である夫婦が、妊娠、出産、育児についての知識を深めるとともに、夫婦や家族がお互いのことについて理解し、思いやりを深めることで、協力して行う子育てを促進する。	保健センター

働き方を見直す意識啓発の推進

仕事だけでなく、家庭生活や地域活動を重視する、また、家族が互いに協力し

5 ジェンダーフリー

ジェンダー(gender)とは、生まれたときから女性や男性に備わっている「生物学的な性別」(セックス)ではなく、「女らしや・男らしさ」など「社会的・文化的につくられた性別」をいう。ジェンダーフリーとは、ジェンダーにとらわれず行動したり生き方を選んだりすることをいう。

合い育児ができるよう、労働時間短縮や子育て休暇の取得促進を促す制度の普及・啓発を行います。

事業所の理解促進	仕事と家庭生活の両立に取り組む事業所に対し、取り組み情報を公開し顕彰するなどの方法を検討する。また、仕事と家庭生活の両立が企業活動にとって有益であることの考えた方を、広く普及・啓発する。	産業課
----------	---	-----

子育てに関する意識啓発の推進

住民が、子育てに対する関心と理解を深め、地域社会全体で子育てを行う環境が充実されるよう住民意識の啓発に努めます。

また、職域においては、育児休業制度の取得の促進など、誰もが子育てをしながら就業することができるように、働き方の見直しが促進されるよう、事業者や職場での意識の啓発に努めます。

広報・広聴の充実	住民への子育てに関する情報提供や子どもを含めた住民の意見・要望を町政に反映させるための広報・広聴の充実を図る。	福祉課
子育て支援パンフレットの作成	住民の子育て意識を啓発するためのパンフレットを作成・配布する。	福祉課
講演会・講座・フォーラムの開催	子育て中の保育者の意識を啓発するための講演会や講座、フォーラムを開催する。	福祉課

子育てに関する情報提供の充実

各種の子育て支援サービスの周知を図るため、広報誌に加え、町営ケーブルテレビ（CATV）やインターネット、携帯電話など新しい情報通信メディアを活用し、子育てに関するさまざまな情報が、いつでも、どこでも手軽に入手できるよう子育て情報提供体制の充実に努めます。

妊娠時における子育て情報提供	母子健康手帳交付時に、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについて冊子にまとめて提供する。	保健センター
子育て情報発信	地域における子どもに係るさまざまな催し、多様な子育て支援サービス等の情報を一元的に把握し、利用者情報誌やホームページなどを通して情報提供する。	福祉課
民生・児童委員活動の周知	民生児童委員の活動内容（子育て支援ほか）を広報等で紹介し地域への周知を図る。	福祉課

次代の親に対する意識啓発の推進

次世代の親となる若い世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、意識の啓発に努めます

次代の親に対する意識啓発の推進	若い世代に対し、さまざまな機会を利用して結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、意識の啓発に努める。	福祉課
-----------------	---	-----

子どもの権利に関する啓発

子どもの権利条約の普及・啓発を推進します。

児童の権利に関する啓発	児童権利条約に基づき、さまざまな機会を利用して子どもの権利を守る意識の啓発に努める。	人権啓発課 福祉課
-------------	--	--------------



(3) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事が両立しやすい環境づくり

働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、また、家庭生活における活動とその他の活動を両立させ、喜びを持って子育てができるよう、法律で定められた子育て休業に関するさまざまな制度の実施を、各方面から事業者働きかけるとともに、多様化したライフスタイルに対応できる保育施策の充実に努めます。

また、雇用者側が、子育てをする就業者について理解し、労働条件が整備されるよう、育児休暇や介護休暇、週 40 時間労働制などの諸制度について事業所等への啓発に努めます。

事業者に対する子育て意識の啓発	事業者等に対し、働き方の見直しや労働時間短縮などをリーフレット等により啓発を図る。あわせて、職場体験活動の積極的受入れや、労働保険加入促進、労働相談及びセミナーの実施など、就労の安定に向けた取組みなどの啓発にも努める。	産業課
-----------------	---	-----

子育ての負担感や不安感をやわらげる支援

子どもの教育や病気や発育・発達についての育児不安や、自分自身の自由な時間が持てないなどの負担感をやわらげるとともに、女性も男性も、家庭生活における活動とその他の活動を両立させ、喜びを持って子育てができるよう保護者への支援を推進します。

一時保育の充実	保護者が病気にかかった時やリフレッシュしたい時など、保育所で一時的に子どもを預かる体制を充実する。	福祉課
子育て支援情報提供の充実	子育て支援についての総合的な情報を市のホームページなどでわかりやすく提供する。	福祉課
乳幼児医療費助成の充実	乳幼児に対し、医療費の負担の軽減を図り、医師の診断を受けやすくし、健康が確保されるよう支援する。	福祉課
関係機関との協力体制の強化	家庭教育を支援するために、家庭、学校、幼稚園、保育所、関係機関、関係団体などによる子育てに対する協力体制を強化し、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの向上を図る。	福祉課

多様で弾力的な保育サービスの充実

女性の社会進出や勤務形態の多様化に伴い、ますます多様化する保育ニーズに

応えるため、育児休業明け保育や延長保育、幼稚園における預かり保育など既存の保育サービスに加え、休日保育や乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）などのニーズを把握し、多様な保育サービスの充実を図ります。

通常保育サービスの充実	待機児ゼロの継続をめざす。また、子どもの視点にたった保育を進めていくため、研修の充実を図り、保育士の専門性及び保育の質をさらに高める。	福祉課
保育施設の整備	良好な保育環境を提供するため、保育施設の整備を促進する。	福祉課
延長保育の充実	保護者の就労時間などの事情により、保育時間の延長が必要な場合、時間を延長して保育を行う。	福祉課
出産後休暇・育児休業明け保育の充実	出産後及び育児休業明けの養育者の就労と子育ての両立を図れるよう支援する。	福祉課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）の拡充	病気の回復期にある子どもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	福祉課
障がい児保育事業の充実	障がいをもつ子どもの中でも、特に発達のために集団保育が必要とされる子どもへの保育の充実を図る。	福祉課
保育所における幼児教育の充実	保育所から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育所における幼児教育の充実を図る。	福祉課
放課後児童健全育成対策の充実	昼間、仕事等により保護者が留守である児童に対して、児童の健全育成を目的として遊び場の提供や生活指導などを行う放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用促進を図る。	人権啓発課 福祉課

男女共同子育ての推進

男女がともに子育てに積極的に関わる環境づくりを推進するとともに、次代の親となる若い世代が、多様な選択ができる中で、働きながら、また、自分のやりがいを持ち続けながら、子育てを行うことを自然に選択できるよう、性別による負担感の軽減に努めます。

また、男女共同参画社会の実現をめざし、男性の意識改革に努め、子育てに関する女性の負担感が軽減されるよう広報と啓発を行います。

男女平等意識の啓発推進	家事・育児に対する男性の意識を高めるため、男女共同参画社会基本法の理念に則り、さまざまな機会を利用して男女平等意識の啓発に努める。（再掲）	人権啓発課 福祉課 教育委員会 総務課
-------------	---	------------------------------

「パパママ教室」(再掲)	育児の当事者である夫婦が、妊娠、出産、育児についての知識を深めるとともに、夫婦や家族がお互いのことについて理解し、思いやりを深めることで、協力して行う子育てを促進する。	保健センター
男性の家事、育児、介護への参画促進	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するよう啓発するとともに、男性の家庭責任を促す各種教室や生活自立セミナー等の開催に努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会 総務課
父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方などを記載した父親向けの育児情報の提供を検討する。	保健センター
各保育所等による特色ある取組みの推進	保育者の子育て力の向上とその交流、仲間づくりを進めるため、「おしゃべりサロン」や「子育てサロン」など各保育所等の特色のある取組みを推進する。	福祉課



2 子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支える環境づくり

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

家庭や地域の教育力・社会力の向上

子育ては、保育者にとっては同時に親育て・自分育て、家族育てでもあります。子育てに自分らしさを見出し、自信がもてるために、保育者同士がともに学び、育みあう場を整備します。

家庭の子育て力、教育力の向上への支援

近年、自分の子どもを持つまで乳幼児と接した経験が少なく、子育ての知識が乏しい子育て家庭が増加していることを踏まえ、地域子育て支援センターや幼稚園における多様な育児講座・教室等を開催し、保育者同士がともに学び、育みあう場を整備します。

訪問指導(再掲)	育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、希望者の家庭を助産師又は保健師が訪問し、保健指導や相談を実施する。	保健センター
「パパママ教室」(再掲)	育児の当事者である夫婦が、妊娠、出産、育児についての知識を深めるとともに、夫婦や家族がお互いのことについて理解し、思いやりを深めることで、協力して行う子育てを促進する。	保健センター
育児教室「コアラひろば」(再掲)	家族とのスキンシップや子ども同士のふれあいを通して、子どものより健やかな成長発達を促すとともに、保育者同士の交流と仲間づくりにより、育児不安の解消を図る。また、1歳6か月児健康診査等の結果、言葉の遅れ等により継続した観察・指導が必要である児に対する観察の機会として、子どもの発達状態を的確に把握し、発達を促すための指導を行う。	福祉課
家庭教育学級の開設	家庭教育に関する話し合いや学習の場として、保育者同士が自主的に学びあう学級(グループ)を開設する。	教育委員会
子育て講演会	小・中学校入学前の子どもをもつすべての保護者が参加する就学時健康診断や入学説明会等の機会を利用して、子育てに関するさまざまなテーマで講演会を開催し、家庭の教育力の向上に務める。	教育委員会
まちづくり出前講座	住民の求めに応じ、住民が主催する集会等に職員が講師として出向き、町政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。	福祉課
絵本の読み聞かせ(再掲)	家族のコミュニケーションの促進を図るため、各乳幼児健康診査時に、ボランティアによる絵本の読み聞かせの実施を検討する。	保健センター

家庭児童相談	日常電話又は来庁によって児童の相談を受け、指導を行う。さらに、必要に応じて専門機関への紹介も行う。	福祉課
育児相談体制の整備	子育てやしつけの悩みや不安を抱える保育者を対象に、子育てについて語り合う場「わいわいテラス」を提供し、孤独感や不安感の解消の一助とする。	福祉課
ホームページの子育て情報の充実	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも情報が得られるよう、まちのホームページの充実を図る。	福祉課
子育て支援ネットワーク拠点の充実	地域の中で子育てのヒント、リフレッシュについて学びながら交流する子育て支援センター活動の充実に努めるとともに、子育て情報の提供を図るとともに、子育て中の保護者が気軽に集い、相互に情報交換が行えるネットワーク拠点としての機能の強化に努める。	福祉課
学校施設の開放	学校施設や余裕教室を活用してコミュニティ施設として整備・開放し、地域の学習機会の充実を図る。	教育委員会
生涯学習ボランティアバンクの充実	住民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながらその充実を図る。	教育委員会

家族のふれあいの促進

家族の絆を強めるため、乳幼児から本を通じたふれあいをはじめ、発達段階に応じて自然体験活動や創作活動、スポーツ活動など、交流機会の充実に努めます。

図書館の読み聞かせ活動の充実	ボランティア、住民団体と協力し、読書、運動、遊びなど種々の分野において、乳幼児と保護者が一緒に過ごせる機会の充実を図ります。	教育委員会 福祉課
育児サークル「ちびっこランド」	地域子育て支援センターの中に育児サークル「ちびっこランド」を開設し、年間計画に基づいて子ども同士、保育者同士のつながりが深めるとともに、家族が集える場の提供に努める。	福祉課
家族で参加できる事業の支援	家族で参加し、集える場を提供する地域の取組みを支援し、その充実を図る。	企画財政課

子どもの豊かな感性を育む環境の整備

子どもが、夢に向けて積極的にチャレンジできるよう、学校以外においても文化や芸術、歴史、スポーツ等とふれあう機会を充実するとともに、さまざまな体験活動の場を確保することにより、子どもの豊かな感性と想像力を育む環境の整備に努めます。

スポーツ少年団の活動充実	多彩なスポーツやレクリエーションのプログラムを展開し、スポーツ少年団の活動を充実する。	教育委員会
体験活動の充実	地域住民と連携・協力して自然体験・社会体験などの体験活動や学習体験を実施する。	教育委員会
さまざまな体験学習の推進	児童厚生施設等において、児童・生徒を対象としたさまざまな体験学習・催しの開催を推進する。	人権啓発課 教育委員会
国際交流	住民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進する。	総務課

教育環境の充実

次代の担い手である子どもが、夢や希望の実現に向けて生きる力を個性豊かに身につけることができる教育を推進します。

幼児教育の充実

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、子どもが健康で、安全な環境のもと自己を十分に発揮しながら活動でき、健全な心身の発達が図れるよう推進に努めます。

そのため、幼稚園の保育機能の向上に努め、教育・保育内容の整合性を確保するとともに、小学校への円滑な接続のための小学校との連携を推進するなど、子育て家庭への相談支援体制の充実に努めます。

幼稚園教育の充実	幼稚園の教育活動及び教育環境の充実のほか、幼稚園における子育て支援の充実に努める。	教育委員会
幼小交流研修会の充実	幼稚園と小学校の職員が交流して円滑な移行や卒園までの達成目標について協議するなどの研修を行う。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問し交流体験を行う。	教育委員会
P T A 活動の活性化	「大人が変われば子どもが変わる」のスローガンのもと、幼・小・中学校のP T Aが連携して、子どもを育てる。	教育委員会

学校教育の充実

少数授業等を推進することにより、児童・生徒の状況に応じたきめ細かな教育内容の実施を図るとともに、教育施設の整備や余裕教室の効果的な活用を図るなど、ゆとりとうるおいのある教育環境の充実に努めます。

学校施設の整備	学校の環境を改善・充実するため、施設の新増改築等を計画的に進める。	教育委員会
総合的な学習時間の支援	新しい時代に対応した新しい教育内容（英語活動、情報教育、環境教育など総合的な学習の時間を通して行う教育内容）や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着などを支援し、子どもの教育の充実にめざす。	教育委員会

教育副読本の整備	子どもも地域社会の一員として自覚し、地域を理解する手助けとなる小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行う。	教育委員会
健やかな身体の育成	子どもが自主的にさまざまなスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図り、健やかな身体の育成、体力向上を図る。	教育委員会
教育インターネットの整備	小・中学校をネットで結び、各校での研究成果や発表などの情報や教育資料を共有化し、教育指導や授業方法等の多角化を推進する。	教育委員会
中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中でさまざまな社会体験活動を通して、多くの人びととふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立性を養い、たくましく豊かに生きる力を育む。	教育委員会
男女平等教育の推進	性別に関らず、それぞれの個性と能力を發揮できる子どもを育てることをめざし、男女共同参画の理念に配慮した男女平等教育を推進する。	教育委員会
国際理解教育の推進	小・中学校に外国人講師などを派遣し、子ども達が異文化を肌で感じ、国際感覚を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	教育委員会
情報教育環境の整備と情報教育の推進	児童・生徒が課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することができるように、情報教育環境及び指導環境の充実を図る。	教育委員会
環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	教育委員会
学校ビオトープ ⁶ づくりの推進	学校教育と連動した環境教育を推進するため、小学校の「学校ビオトープ」を整備する。 【設置学校数】平成 15 年度 2 校 平成 21 年度 3 校	教育委員会
開かれた学校づくりと子どもの居場所づくり	学校・家庭・地域社会が連携して、子どもの「生きる力」を育成し、その居場所を確保するため、学校週 5 日制に対応した事業の実施、学校施設の開放、学校支援ボランティアなど地域の教育力の活用を図る。	教育委員会
特色ある学校づくり	各学校が家庭や地域社会と連携・協働して、多様な体験活動を推進するなど特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。	教育委員会
学校給食の充実	学校給食に郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、伝統的な食文化を子ども達に伝承し、その良さを継承する。	教育委員会
P T A 活動の活性化	「大人が変われば子どもが変わる」のスローガンのもと、幼・小・中学校の P T A が連携して、子どもを育てる。	教育委員会
信頼される学校づくり	学校評議員制度の導入や教職員研修など、教員の資質向上に努め、信頼される学校づくりを推進する。	教育委員会

6 ビオトープ

「復元された野生生物の生息空間」という意味で、宅地の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成又は復元したもの。

子育てに関する相談体制の充実

育児に関してさまざまな悩みや問題を抱えている保育者に対し、安心感を与え適切な情報提供ができるよう、相談窓口の充実など相談支援体制の充実に努めます。

子ども・家庭に係る相談窓口の充実	育児、子育てや健康、医療、児童虐待、ドメスティクバイオレンス ⁷ 、障がい、不登校、いじめ、非行など子どもに関する相談に応ずる。	福祉課
子育てに関する相談体制の強化とネットワークの構築	子ども・家庭の相談支援にあたる機関、スクールカウンセラー等との連携を強化し、個々の相談者に的確に対応できる体制づくりを推進するとともに、乳幼児期から思春期・青年期まで途切れのない支援を行う。また、地域の子育てグループや子育て支援団体などの活動状況の把握に努め、地域での子育てグループのネットワーク化を図る。	福祉課
訪問指導(再掲)	育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、希望者の家庭を保健師が訪問し、保健指導や相談を実施する。	保健センター
家庭支援	発達支援や育児支援が必要とされる子ども及び家族の相談を受け、指導や相談活動を通して支援を行う。	福祉課
各種相談	法律相談(弁護士) 人権相談(人権相談員) 行政相談(行政相談員)等の各種相談事業の充実を図る。	福祉課 人権啓発課

いじめ、少年非行等の問題行動や不登校などへの対応力の向上

不登校に対応するために、心のふれあい相談員、心の教室相談員、スクールカウンセラーなどの学校における相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や関係施設と連携強化しながら不登校児童・生徒の就学支援対策を推進します。

子ども電話相談	子どもを対象とした電話相談の開設を検討する。	教育委員会
学校教育相談体制の充実	不登校児童・生徒に適切に対応できるよう、学校内の生徒指導体制の強化や関係機関との連携による支援体制づくりを推進する。	教育委員会
いじめ等青少年の問題行動への対策	子どもや保護者の相談相手となるスクールカウンセラー、スクールパートナー、相談員等を配置し、電話や来談相談でカウンセリングを行うとともに、必要に応じて学校訪問や家庭訪問して、不登校の子どもへの援助や学校復帰、自立に向けての支援に努める。 また、教師がカウンセリングマインドをもって積極的に生徒指導する研修会を開催する。	教育委員会

⁷ ドメスティクバイオレンス

夫婦や恋人など「親密な関係」にあるとされる男女(パートナー)間において加えられるさまざまな暴力をいう。

子どもの健全育成体制の充実

各種団体・関係機関等の連携と協力のもと、本町が有する恵まれた自然と豊かな地域文化の中で、子ども達がさまざまな体験活動に参加する機会を提供するなど、子どもがのびのびと心豊かに育つ環境づくりを推進するとともに、さまざまな角度から子どもの非行防止のための取組みを進め、子ども達の健全な育成を支援します。

学校懇談会	小・中学校の委員と地域の民生・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携に努める。	福祉課 教育委員会
子ども電話相談	子どもを対象とした電話相談の開設を検討する。	教育委員会
P T A ・保護者 会 連 合 会 活 動 の 推 進	児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を行うことを目的にP T A ・保護者会連合会の活動を支援し推進する。	教育委員会
青少年団体の 育成	子ども会連合会等、青少年の健全な育成と青少年教育の振興を目的とする活動団体に対して支援する。また、ジュニアリーダー養成講座等の研修等を実施する。	教育委員会
総合型地域ス ポーツクラブ の育成支援	子どもの健全育成と世代間交流の促進を図るため、地域住民による地域スポーツクラブの育成を支援する。	教育委員会
指導者養成講 座の充実	生涯学習活動と連携して、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実する。	教育委員会

子育てに伴う経済的な支援

子育てに係る経済的負担が子育てを困難にしている原因の一つとされていることから、出産に係る各種手当や医療費助成、就学援助等の支援に努めます。

不妊治療給付 事業（再掲）	保健所と協力して不妊に悩む人びとに対する情報提供や相談体制の整備を図るとともに、不妊治療にかかる一部負担金を助成する制度の啓発に努める。	福祉課
児童手当の支給	小学3年生以下の子どもを持つ家庭に対し手当を支給する。	福祉課
乳幼児医療費助成	医療費に係る一部負担金を助成する。	福祉課
出産一時金の 支給	国民健康保険に加入している人が出産した時、出産費用を助成する。	住民課
幼稚園授業料の減免	所得に応じ授業料を減免する。	教育委員会
就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行費などの援助を行う。	教育委員会
就学一時金の 給付	経済的な理由により就学が困難な非課税世帯の児童・生徒に対し、就学一時金を給付する。	教育委員会

(2) 子どもの人権擁護の推進

子どもの人権擁護

さまざまな社会のひずみから生じた子どもの虐待や人権侵害に対して、安心して子どもが育っていける地域環境を、家庭や学校、専門家との連携を図りながら整備するなど、子どもの権利を尊重した施策を実施します。

援護を要する子どもの保護の推進

虐待を受けた子どもやドメスティックバイオレンスによる被害に巻き込まれた子どもなどに対しては、その環境からすぐに子どもを救うことができるような体制づくりを、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関と連携して構築します。

人権教育・啓発の推進	小・中学校に人権教育担当教諭を指名し、学校における人権教育の充実を図る。	教育委員会
子どもの人権を大人も子どもも学べる環境の醸成	保護者だけでなく、地域の大人や子ども自身も「子どもの権利」について理解を深められるよう、学べる環境の醸成に努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会
子どもの意見や意思表明を容易にする仕組みづくり	子ども自身による意見表明の機会づくりや、子どもの代弁者の育成の仕組みづくりなどに努める。	人権啓発課 福祉課 教育委員会

被害にあった子ども保護の推進

犯罪等の被害にあった子どもに対して、一刻も早く救済され、立ち直っていけるよう、専門機関や専門家との連携によるバックアップ体制を整え、子どもやその家族を支援します。

カウンセリングの実施、保護者に対する助言	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、こども家庭相談センターと連携し立ち直りの支援を行う。	福祉課 教育委員会
里親育成事業制度の周知	里親制度について広く住民に啓発する。	福祉課

保護者がひとりの家庭の自立支援

民生・児童委員、母子福祉委員や母子福祉会などの関係機関と連携し、保護者がひとりの家庭の交流を促進するとともに、就業情報の提供や各種相談等、保護者がひとりの家庭の生活安定と自立に向けた取組みを推進します。

母子医療費助成	母子家庭の親とその扶養する満 18 歳未満の子どもが負担すべき医療費の一部負担金を助成する。	福 祉 課
児童扶養福祉手当の支給	児童扶養手当の受給者に対して、福祉の増進のため手当を支給する。	福 祉 課
保護者がひとりの家庭に対する活動の充実	家族のふれあいが希薄になりがちな保護者がひとりの家庭に対し、余暇施設の利用料の一部助成や保護者相互の活動への支援を推進し、保護者がひとりの家庭の相互交流と親睦を図る。	福 祉 課
女性・母子相談	福祉事務所との連携を強化し、女性・母子（保護者がひとりの家庭を含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などに努める。	福 祉 課
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が病気などにより一時的に子どもの養育が困難になったときに、その子どもを児童福祉施設において一時的に保護し、養育を支援する。 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事などで帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもの養育に困難が生じる場合、児童福祉施設において子どもに生活指導、食事の提供等を行い、養護する。 <p>上記については今後のニーズを踏まえ実施の検討を行う。</p>	福 祉 課
母子家庭等日常生活支援事業（県事業）	保護者がひとりの家庭などが、自立のための研修や病気などの事由で日常生活に支障があるとき、一時的に家庭生活支援員を派遣して必要な家事や保育を行う。	福 祉 課

障がいをもつ子どもへの施策の充実

心身に障がいをもつ子どもや発達面での遅れや疑いのある子どもの育児・教育の支援・訓練を行うとともに、家族がグループで学習したり、安心して過ごせる場の提供など、保育者が自信をもって子育てができるようを支援します。

また、経済的、社会的に周囲の支えをより必要としている家庭に対し、きめ細やかなサービスの提供を行います。

妊婦一般健康診査(再掲)	妊娠中の母体の健康状態と胎児の育成を確認することにより、母子の保健管理の向上を図る。そのため、対象となる妊婦すべてが受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について十分に説明する。	保健センター
乳幼児健康診査事業(再掲)	4か月児、10か月児、1歳6か月、3歳児に対する健康診査を実施し、先天性の異常や乳幼児期の病気の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、養育者の育児不安や虐待などのリスクを把握し、支援を行い、教育環境の安定を図る。	保健センター
家庭相談員の健診への参加	家庭相談員と連携して、3歳児健康診査の会場で発育や発達に関する相談を受け、必要に応じて健診後、指導グループにつなげるとともに、専門機関に紹介するなどの問題解決を図る。	保健センター
障がいの早期発見(乳幼児こころの相談・乳幼児専門相談)	情緒・精神・身体発育などに発達面で遅れがあると思われる幼児を対象に、専門員による相談を行い、早期発見・早期療育につながる体制を整備する。	保健センター
障がいをもつ子どもへの理解の促進と社会参加の促進	学校教育・生涯学習の場などにおいて、障がいをもつ人とともに活動を行う機会を積極的に設け、学習障がい(LD)や軽度発達障がいなどを含め、障がいをもつ子どもへの理解と社会参加の促進を図る。	福祉課 人権啓発課 教育委員会
短期入所支援の充実(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭で介護ができなくなった障がいをもつ子どもを、短期間施設等で預かり、必要な保護を行う障がい者短期入所支援の充実を図る。	福祉課
居宅介護支援の充実(ホームヘルプ)	障がいをもつ子どもを対象に、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯等の家事、生活等に関する相談などを行うホームヘルプサービスなどの充実を図る。	福祉課
デイサービスの充実	障がいをもつ子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う児童デイサービスを整備・充実する。	福祉課
障がいをもつ子どもに対する支援体制	障がいをもつ子どもやその家族が抱えるさまざまな問題に対応するため、福祉、保健、教育の各関係機関が連携・協力していく。	福祉課

療養教育室	障がいをもつ子どもと保育者を対象に、個々に適した教育を推進する。	福祉課
人的支援と施設のバリアフリー化	障がいをもつ子どもが地域の保育所や学校に通い、共に育ち・学ぶ環境の整備を、人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進する。	福祉課
進路指導	学校においては障がいをもつ子どもに接する教員・職員の資質向上を図るとともに、進路指導等相談・支援体制の充実に努める。	教育委員会
発達障がい教育相談事業	通常学級に在籍する軽度発達障がいの生徒を支援するため、専門家による学校や学級の体制づくりを指導助言する事業を推進する。	教育委員会
障がいをもつ子どもとのふれあいレクリエーション	小学校に通学する児童・生徒の交流を図る。	教育委員会
障がいをもつ子どもの放課後児童クラブへの受け入れ	要望があれば積極的に受け入れていく。	福祉課
養育医療の給付(県事業)	未熟児の入院療育に対する医療費を給付する。	福祉課
児童補装具交付・児童日常生活用具給付	補装具の交付や日常生活用具の給付を実施し、生活の援助を図る。	福祉課
心身障がい者医療費の助成	障がいをもつ子どもの医療費に係る一部負担金を助成する。	福祉課
特別児童扶養手当	障がいをもつ子どもの保育者に対し、福祉向上のため手当を支給する。	福祉課
障がい児福祉手当	常時介護を要する20歳未満の重度障がい児に手当を支給する。	福祉課

子どもの虐待防止と早期発見のためのネットワークづくり

虐待や人権侵害に遭うおそれがある子どもに対しては、その環境からすぐに子どもを救うことができるような体制づくりをめざし、まちが一体となって子どもやその家族への援助の方法や対策を講じます。

また、保護を要する子どもに対する処遇としての里親制度に関する理解が増進するよう啓発に努めます。

児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努める。	福祉課
-------------	---	-----

虐待防止ネットワークの充実	人権擁護委員、民生・児童委員等の地域の人びとや吉野保健所、吉野福祉事務所、高田こども家庭相談センター、保健センター、教育委員会、各学校・保育所・幼稚園などとの連携を強化し、地域の見守りや家庭に対する日常的な相談・支援への的確な対応に努める。	福祉課
児童相談窓口及び相談体制の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童問題を解決するため、児童福祉に関する相談・指導体制の充実に努める。	福祉課
地域子育て支援センター(再掲)	リフレッシュを求める保育者や、育児に不慣れな保育者、育児に悩む保育者たちへ育児相談・情報提供をとおして、子育てと成長の喜びを感じることのできる「楽しい子育て」を支援する。	福祉課



3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

(1) 地域における子育て支援の推進

子育てへの理解促進

子育てや子どもそのものが地域社会で受け入れられ、あたたかな見守りが促されるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境の整備を図ります。

地域の各団体・機関との連携	子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように、地域で子育てを支援することの大切さなどを、さまざまな機会を活用して地域住民や団体等に対して啓発するとともに、さまざまな地域活動を通して子どもを見守る体制の強化に努める。	福祉課 教育委員会
ボランティアの活用	町内のさまざまな技術や知識を持った人を、子どもへの活動を支援するためのボランティアとして登録し、子どもが参加するまちづくり活動での活用を促進する。	教育委員会
地域の学校との連携	公開講座の開催などによる学校の公開、地域の人材を活用した授業の実施など、地域と学校との交流を進め、学校教育についての地域、家庭の理解の促進を図る。	教育委員会
次世代育成行動計画の周知	広く住民に次世代育成支援行動計画の周知を図るとともに、地域での子育て支援の大切さの啓発に努める。	福祉課

子育て中の保育者の仲間づくりの推進

子育て中の保育者が子育ての悩みを共有することができる仲間づくりを進めるため、保育者と子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことのできる交流の場づくりを推進します。

児童厚生施設の運営	児童の健全育成を目的として、子どもに遊び場を提供し、児童は勿論のことながら保護者においても情報の交換や仲間づくり等の推進を図る。	人権啓発課 福祉課
公民館の運営	青少年の仲間づくり、家族のふれあい、地域の人びととの交流などを図るため、活動内容の充実に努める。	教育委員会
地域子育て支援センター(再掲)	リフレッシュを求める保育者や、育児に不慣れな保育者、育児に悩む保育者たちへ育児相談・情報提供をとおして、子育てと成長の喜びを感じることのできる「楽しい子育て」を支援する。	福祉課
つどいの広場	主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の保育者が、うちとけた雰囲気の中で気軽に集い交流するつどいの広場を実施する。	福祉課

地域における世代間交流等の推進

地域における子育て家庭への支援を行う観点から、「子どもは地域の一員」の認識のもと、地域において子どもが関る事業の推進をはじめ、さまざまな地域活動に家族の参画を促進し、地域における子ども同士の交流や世代間交流の促進を図ります。

子育て交流の場づくりの検討	子育て中の保護者やこれから親になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を検討する。	福祉課
乳幼児と小・中学生との交流(再掲)	乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心を培うことができるよう、また、将来の親になった時に、少しでも安心して子育てができるように、小・中学生と乳幼児とにふれあい交流の機会の充実に努める。	福祉課 教育委員会
学校における交流の促進	小・中学校の余裕教室等の活用を検討し、小・中学生と乳幼児や高齢者との交流を促進する。	教育委員会
地域資源の活用	学校等のクラブ活動や幼稚園等の創造活動等に高齢者の多様な経験に培われた技能の活用を促進する。	教育委員会
住民の主体的な交流の推進	住民によるふれあい交流の企画と実践、子ども自身の企画や運営への参加等を促進する。	教育委員会

地域における子育て支援団体等の活動の充実

地域ぐるみの子育て活動を展開するため、町内会・自治会や民生・児童委員、主任児童委員等によるさまざまな支援活動を促進するとともに、地域の子ども達の子育て支援と健全育成を図ることを目的として、各地域で組織された子育て支援団体の充実を図ります。

民生・児童委員活動の支援	民生・児童委員、主任児童委員が地域において実施する子育ての推進を図る。	福祉課
子育てNPO等の育成・支援	公民館などにおいて、子育てサークル等が活動する機会や場所の提供に努めるなど、子どもや子育てに関するNPOなどの育成・支援に努める。	福祉課
出前講座の開催(再掲)	住民の求めに応じて、住民が主催する集会等に職員が講師として出向き、町政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行うなどしてサークル活動等の支援に努める。	福祉課

地域における子育て支援活動の活性化

身近なところで子育てを体験する機会や、幼い子どもに接する機会をあまり持たないまま成長し、子育てに悩みや不安を抱える人が多いことから、子育てに関心のある地域住民によるボランティア、NPO、幼稚園など、さまざまな人びとと機関が連携して、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。

子育て支援センター(再掲)	リフレッシュを求める保育者や、育児に不慣れな保育者、育児に悩む保育者たちへ育児相談・情報提供をとおして、子育てと成長の喜びを感じることのできる「楽しい子育て」を支援する。	福祉課
つどいの広場ネットワーク	地域における子育て関連事業（地域子育て支援センター、町立保育所、幼稚園、私立保育園、幼稚園など）のネットワークを構築し、情報交換やイベント開催を行う。	福祉課
育児サークル「ちびっこランド」(再掲)	地域子育て支援センターの中に育児サークル「ちびっこランド」を開設し、年間計画に基づいて子ども同士、保育者同士のつながりが深めるとともに、家族が集える場の提供に努める。	福祉課



(2) 生活環境の整備による子育ての支援

豊かな自然の活用と保全

本町は吉野熊野国立公園の北端に位置し、吉野川の流れと吉野の山並み囲まれた豊かな自然に育まれた特色のある景観を有しており、こうした川、山の自然環境と歴史風土の中で行う子育ての価値を見直し、その豊かな自然環境や歴史風土を保全し、次の世代に引き継ぎます。

また、学校でのビオトープづくりや身近かな自然観察会などのさまざまな体験学習等を通じて、自然環境や歴史風土を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組むとともに、子どもの豊かな心と生きる力の醸成を図ります。

自然体験活動の拡充	地域の自然環境に親しみ、自然の観察学習や収穫を歡ぶ体験を通して、子ども同士あるいは家族が交流する機会の拡充に努める。また、これにあわせて、自然体験活動を推進するリーダーの育成を促進する。	教育委員会
環境保全活動の推進	自然観察会など学習活動の充実を図るとともに、河川やまちかどの美化活動の活性化や緑の保全・育成に向けた取り組みの推進に努める。	教育委員会 保健環境課
環境教育の充実と環境の整備(再掲)	自然保護や資源の再利用についての理解を深める学校の環境教育を推進するとともに、学校ビオトープの整備などを環境やアメニティへの配慮に努める。	教育委員会

子どもの遊びの場・交流の場の充実

子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進するため、雨天時でも子どもの交流や遊びの場を確保できるよう、公民館等既存の公共施設を活用して児童館的機能を備えた交流の場づくりを推進します。

子どもや家族の交流の場	公民館等の施設を、子どもや家族の交流の場所として活用を図り、居場所づくりに努める。	教育委員会
公園緑地の整備	公園・緑地の整備に努めるとともに、遊具の修繕等の安全管理に努める。	都市整備課
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの活動内容の充実を努める。	福祉課
学校施設の開放	学校施設や余裕教室を活用して、コミュニティ施設として整備・開放し、地域の学習機会の充実を図る。	教育委員会
児童厚生施設の利用促進	児童の健全育成を目的として、子どもの遊び場として設置する児童厚生施設の利用促進を図り、児童間における交流と仲間づくりを推進する。	人権啓発課 福祉課

安全・安心の生活環境の確保

子どもが安全で安心して生活するため、警察、幼稚園、学校などの関係機関等との連携・協力体制のもとに、交通安全や防犯対策など、総合的な事業の推進を図ります。また、子どもが不審者等による犯罪に巻き込まれないよう、地域の一人ひとりの参加と協力のもとに、防犯意識の高い地域環境づくりに努めます。

交通安全を確保するための活動の推進

子どもが安心して外出でき、活発に屋外活動を行い、のびのびと育っていけるようなまちをめざし、警察や関係機関と連携して交通指導員の配置や交通安全教室の開催などとともに、子どもやドライバーの交通安全意識の啓発に努めます。

「あんしん歩行エリア」重点整備事業（下淵・松垣本地区）の推進	朝夕のラッシュ時に通行車輦が多い「あんしん歩行エリア」内における道路整備を推進するとともに、カーブミラーやガードレール等交通安全施設の整備・充実を図り、子どもや高齢者など、歩行者の安心と生活の向上に努める。 あわせて、子ども達を交通事故から守るため、小学生を対象に学校を巡回し、交通安全教室を実施する。	建設課
交通指導員の配置	小学生の登校、下校時の交通安全を図るため、地域住民と連携して通学路の交差点等に交通指導員等の配置を検討する。	総務課
交通安全意識の啓発	交通安全運動フェアを実施するなど、機会をとらえて交通意識の啓発に努める。	総務課

子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、町や警察が関係機関や関係団体との連携を強化し、犯罪の抑止・撲滅を図ります。また、専門家だけでなく、「こども 110 番の家」など住民参画による、自分たちの住むまちの安全は自分たちで守る防犯体制を構築します。

みまもり隊	小学校PTAや町内会、防犯委員の協力・指導のもとに、校区パトロール活動が実施されるよう情報提供し、防犯体制の強化・推進を図る。	教育委員会
こども 110 番の家	こども 110 番の家の充実に努め、学区のセーフティネットの強化を図る。	教育委員会
不審者情報の提供など	不審者及び不法侵入、不審電話などの情報を迅速に関係機関などに伝え、子ども達と地域の安全を守り、被害の未然防止を図る。	総務課
防犯に関する普及啓発活動	子どもが犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、住民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行う。	総務課

防犯灯設置等	夜間の通行の安全と防犯のため、防犯灯の設置及び維持管理を推進する。	建設課
不審者対応マニュアルの作成	保育所や幼稚園、小中学校等の施設周辺の安全点検を進めるとともに、不審者対応マニュアルを作成し、小中学校への周知に努める。	教育委員会
安全なまちづくり委員	地域住民による自主防犯体制を確立し、子どもや住民を犯罪から守り、事故等の発生を未然に防ぐことを図る。	総務課

子どもや妊婦にやさしい生活環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの人などが安心して生活できるよう、道路や公園、公共施設等において段差を解消するなど、子育てに適したバリアフリーの住環境の整備を推進します。

「あんしん歩行エリア」重点整備事業の推進(再掲)	朝夕のラッシュ時に通行車両が多い「あんしん歩行エリア」内における道路整備を推進するとともに、カーブミラーやガードレール等交通安全施設の整備・充実を図り、子どもや高齢者など、歩行者の安心と生活の向上に努める。	建設課
公共施設等のバリアフリー化の推進	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数が利用する公共施設や特定施設を、障がいをもつ人、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人びとが自らの意思で自由に行動し、安全で快適に利用できるようバリアフリー化を推進する。	建設課
優良な賃貸住宅制度	住民の多様な住宅需要に対応するため、特定優良賃貸住宅制度の導入促進を検討する。	人権啓発課
ハウジングガイドブック	住宅資金融資制度、建物の改造・改築への助成制度などの紹介に努める。	人権啓発課
シックハウス対策の促進	シックハウス対策を目的として、その対策方法等の紹介に努める。	人権啓発課
公園・緑地等の整備	周辺環境や利用実態、住民ニーズを踏まえ、地域に親しまれる公園の整備に努める。	都市整備課
子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレの設置場所などを示した子育てバリアフリーマップを作成・配布し、子育て世帯へバリアフリー情報の提供に努める。	福祉課

有害環境対策の推進

家庭や学校での指導を徹底することで子どもを有害情報から保護するとともに、有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかけるなどの事前対策にも取り組めます。

<p>健全育成対策 の充実</p>	<p>子どもが心身ともに健全に育成できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法の普及啓発に努める。</p>	<p>福祉課 教育委員会</p>
-----------------------	--	----------------------



4 特定事業についての目標事業量

この計画の目標年度である平成 21（2009）年度までに達成すべき事業の目標量について、家庭で保育している保護者等が利用できる特定事業について以下のように設定します。

（1）通常保育事業

目標事業量の考え方

通常保育事業については、平成 16 年 4 月 1 日現在の町内保育所の定員が、公立 3 か所、私立 2 か所で合計 555 人に対し、最大ニーズが 489 人であることから、現行の体制で対応します。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
通常保育事業	定員数 設置か所数	555 人(470 人) 5 か所	489 人 5 か所

（2）延長保育事業

目標事業量の考え方

延長保育事業については、ニーズ量が現在の体制での受け入れ可能な人数であることから、前延長及び後延長ともに現在の体制で対応します。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
延長保育事業（1 時間）	定員数	20 人	21 人
	設置か所数	4 か所	4 か所
延長保育事業（2 時間）	定員数	4 人	6 人
	設置か所数	4 か所	4 か所
延長保育事業（3 時間）	定員数	2 人	2 人
	設置か所数	4 か所	1 か所

（3）夜間保育事業

目標事業量の考え方

夜間保育事業については、午後 10 時までの保育は難しく、現行の午後 9 時（私立保育園 1 か所）により対応します。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
夜間保育事業	定員数 設置か所数		

(4) 休日保育事業

目標事業量の考え方

休日保育事業については、現在実施されていませんが、ニーズが見られる事から実施の方向で検討します。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
休日保育事業	定員数 設置か所数	0 か所	53 人 1 か所

(5) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)

目標事業量の考え方

トワイライトステイ事業については、県内の乳児院や児童養護施設において実施していますが、現在町内の利用者はいません。今後、ニーズがある場合は、県内実施施設の紹介等情報の提供に努めます。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

目標事業量の考え方

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)については、県内の乳児院や児童養護施設で実施しています。

ニーズ量は就学前児童及び小学校児童を合わせても1日あたり1人で、今後の利用ニーズに対しては、県内の乳児院や児童擁護施設の紹介等に努めます。

(7) 特定保育事業

目標事業量の考え方

特定保育事業については、就学前児童で時間等のニーズが条件に該当する人がいないことから、本事業については実施しません。

(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業

目標事業量の考え方

乳幼児健康支援一時預かり事業については、平成16年度現在、定員4人、1か所、施設型で実施しています。

ニーズ調査から年間延べ802人、1日あたり3人のニーズ量が見込まれます。乳幼児健康支援一時預かり事業については、病気で不安定な子どもの側に保護者がいられるように、看護休暇制度の充実を国や企業に要請するとともに、ニーズに対しては、現行の体制で受け入れが可能であることから、現行の体制で対応していきます。

目標事業量

事業	指標単位	平成16年度 (現況)	平成21年度 (目標事業量)
乳幼児健康支援一時預かり事業(派遣型)	年間延べ派遣回数	0回	0回
乳幼児健康支援一時預かり事業(施設型)	定員数 設置か所数	4人 1か所	4人 1か所

(9) 放課後児童健全育成事業

目標事業量の考え方

放課後児童健全育成事業については、平成16年4月1日現在、5か所において定員220人で実施しています。平成21年度の推計ニーズ量は254人ですが、定員増加についてはニーズを見極めながら対応していきます。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
放課後児童健全育成事業	定員 設置か所数	220 人(172 人) 5 か所	240 人 5 か所

(10) ファミリー・サポート・センター事業

目標事業量の考え方

ファミリー・サポート・センター事業の利用意向について、就学前児童調査では 70%が、小学校児童調査でも 62%程度の利用意向が見られました。当面のニーズについては、NPOやボランティア等による活動での対応を検討し、その活動支援に努めます。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
ファミリー・サポート・センター事業	設置か所数	-	-

(11) 地域子育て支援センター事業

目標事業量の考え方

地域子育て支援センター事業の利用意向について、就学前児童調査ではおおよそ 90%が、子育て支援センターに何らかの期待をよせ、利用ニーズは高いものがあります。

地域子育て支援センター事業は、平成 16 年 4 月現在 1 か所で実施しており、今後も現行体制で対応するものとしますが、事業の周知徹底を図り利用の促進を図ります。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現況)	平成 21 年度 (目標事業量)
地域子育て支援センター事業	設置か所数	1 か所	1 か所

(12) つどいの広場事業

目標事業量の考え方

つどいの広場事業については、子ども同士の交流等に対するニーズが大きいことから、場所や運営等において地域の人たちと協働して設置を検討していきます。

目標事業量

事業	指標単位	平成 16 年度 (現 況)	平成 21 年度 (目標事業量)
つどいの広場事業	設置か所数		1 か所

第5章 計画の推進にあたって

1 行動計画の進捗管理

(1) 進捗状況の公表

「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体が策定した行動計画に基づく実施状況を、毎年一回以上公表することとなっています。

大淀町においては、この計画の策定にあたりご協力いただいた「大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会」に報告を行うとともに、大淀町のホームページに掲載するなど、より多くの住民の方々に周知できるように努めます。

(2) 庁内推進体制の整備

大淀町においては、子育て支援を中心とした集中的・重点的な行動計画の推進を全庁的に推進します。

(3) 後期行動計画の策定

この計画の期間は、平成17年4月から平成22年3月の5年間としていることから、平成21年度中には社会状況の変化を踏まえて見直しを行い、平成22年4月から5年間の後期行動計画を策定します。

後期行動計画の策定にあたっては、「大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会」に進捗状況の報告を行った際にいただく意見や、取り組んでいる事業から新たな住民ニーズの把握、パブリック・コメント⁸を実施するなど、住民の皆さんの意見を反映した行動計画の策定を予定しています。

2 社会・経済情勢の変化等への対応

本計画の基本目標の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、経済・財政に関する国の基本方針に示されているとおり、今後とも歳出抑制を進める必要がありますが、施策の選択と集中、受益と負担のバランスをとりつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

⁸ パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際、その案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。



資料編

大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定のため、大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、第2条に規定する事務の遂行のため必要な者の出席を求めることができる。

(協力要請)

第6条 委員長は、第2条に規定する事務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(設置期間)

第7条 委員会は、行動計画の策定をもって解散することとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、住民福祉部福祉課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

別表（第3条関係）

大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会委員となる者

大淀町議会文教厚生委員長

大淀町区長会代表

奈良県吉野保健所長

奈良県吉野福祉事務所長

高田こども家庭相談所長

大淀町校園長会代表

町立幼稚園園長

私立幼稚園園長

町立保育所長代表

私立保育園園長代表

大淀町連合PTA代表

町立幼稚園PTA代表

私立幼稚園PTA代表

町立保育所保護者会代表

私立保育園保護者会代表

大淀町主任児童委員代表

大淀町助役

大淀町教育長

大淀町保健センター保健師

大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
委員長 大淀町議会文教厚生委員長	裏野 陽一	
大淀町区長会代表	扇谷 富雄	区長会会長
奈良県吉野保健所代表	東山富美子	地域保健課長
奈良県吉野福祉事務所代表	井上 郁雄	福祉事務所長
奈良県高田こども家庭相談センター代表	児玉 進	こども家庭相談センター次長
大淀町校舎長会代表	出原威佐夫	桜ヶ丘小学校
町立幼稚園園長	石井 恵子	大淀幼稚園
副委員長 私立幼稚園園長	西尾 直	北野幼稚園
町立保育所長代表	竹内 博子	第一保育所
私立保育園園長代表	上山 延祥	延明保育園
大淀町連合 PTA 代表	橋本 康治	大淀中学校
町立幼稚園 PTA 代表	西浦 世偉	大淀幼稚園
私立幼稚園 PTA 代表	久保 善裕	北野幼稚園
町立保育所保護者会代表	西本 育央	第一保育所
私立保育園保護者会代表	向井 寛人	延明保育園
大淀町主任児童委員代表	池田 壽賀	
大淀町助役	榊本 征	
大淀町教育長	池田 辰治	
大淀町保健センター保健師	萩森知寿子	

(順不同)

大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会検討経過

日 時	会 議	内 容
平成 16 年 3 月 1 日	第 1 回策定委員会	計画策定趣旨の説明 策定スケジュールの説明 次世代育成に関するニーズ調査票の紹介
平成 17 年 2 月 1 日	第 2 回策定委員会	次世代育成に関するニーズ調査の結果報告 大淀町次世代育成支援行動計画（原案）報告
平成 17 年 3 月 10 日	第 3 回策定委員会	大淀町次世代育成支援行動計画（案）の検討
平成 17 年 3 月 24 日	第 4 回策定委員会	大淀町次世代育成支援行動計画（最終案）の検討

大淀町次世代育成支援行動計画

発行日 平成 17 年 3 月

発 行 大淀町住民福祉部福祉課
〒638-8501 奈良県吉野郡
大淀町大字桧垣本 2090 番地